

平成30年 3 月 15 日（木曜日）

第 4 号

平成30年第1回
北海道議会定例会 予算特別委員会第3分科会会議録

第4号

平成30年3月15日（木曜日）

出席委員

委員長

村木 中 君

副委員長

川澄 宗之介 君

安住 太 伸 君

久保秋 雄 太 君

清水 拓 也 君

佐野 弘 美 君

安藤 邦 夫 君

沖田 清 志 君

稲村 久 男 君

野原 薫 君

田中 芳 憲 君

村田 憲 俊 君

平出 陽 子 君

吉田 正 人 君

本間 勲 君

産業振興局長 野村 聡 君

労働政策局長 堀 泰 雄 君

国際経済室長 加藤 浩 君

国際観光担当局長 近藤 裕 司 君

環境・エネルギー
室 長 中島 俊 明 君

総務課長 遊佐 貴 志 君

食関連産業室参事 山口 了 子 君

経済企画課長 仲野 克 彦 君

経済調査担当課長 佐川 泰 隆 君

国際経済室参事 天野 紀 幸 君

観光局参事 山口 要 君

同 内藤 智 之 君

同 磯部 政 志 君

同 沖野 洋 君

産業振興課長 新津 健 次 君

立地担当課長 北村 英 士 君

苫東・石狩担当課長 坂上 宏 志 君

環境・エネルギー室
参 事 水口 伸 生 君

同 岩田 伸 正 君

雇用労政課長 田邊 弘 一 君

就業支援担当課長 千葉 公 志 君

働き方改革推進室長 土屋 節 子 君

出席説明員

経済部長 阿部 啓 二 君

経済部観光振興監 木本 晃 君

経済部食産業振興監 田辺 利 信 君

経済部次長 倉本 博 史 君

食関連産業室長 三井 真 君

経済企画局長 佐藤 靖 史 君

観光局長 多田 聡 史 君

地域経済局長 尾形 和 則 君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 本間 治 君

議事課主査 神澤 信 宏 君

同 寅尾 昌 史 君

同 田中 啓 之 君

同 有馬 一 幸 君

午前10時1分開議

○村木中委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

[神澤主査朗読]

1. 本日の会議録署名委員は、

久保秋 雄 太 委員

沖 田 清 志 委員

であります。

○村木中委員長 それでは、議案第1号、第5号ないし第10号及び第15号を一括議題といたします。

1. 経済部所管審査（続）

○村木中委員長 3月14日に引き続き、経済部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

田中芳憲君。

○田中芳憲委員 おはようございます。

私からは、通告のとおり、まず、海外との経済交流の促進についてという観点で、数点質問をさせていただきます。

知事は、来年度に向けた道政執行方針におきまして、世界の中の北海道という視点を持ちながら、世界を見据えた果敢な挑戦を行う、そういう姿勢を打ち出されました。

今年度、知事は、海外においても、食や観光、投資などの多岐にわたる分野でトップセールスを行ってきたわけではありますが、我々道議会としても、今後の地域経済の発展に向けた海外の成長力の取り込みの重要性に鑑みて、これまで、ベトナムあるいはハワイなどへの訪問を通じて、海外との交流の拡大に積極的に取り組んでいるところでございます。

道のこれまでの海外との経済交流や今後の取り組みについて、以下、順次伺っていきたいと思います。

まず、ハワイとの交流についてでございます。

昨年5月、知事と道議会の代表団がハワイを訪問いたしまして、道と州政府が友好提携について、両地域の議会においても相互の交流について、それぞれ合意をしたわけでございます。

ハワイは、北米地域のショーケースとも呼ばれておりまして、今後、ハワイを足がかりとした北米市場の開拓を見据えた場合には、こうした友好提携に関する合意書の締結を契機として、経済交流をさらに拡大していくことが大変重要ではないかと考えるところであります。

この点について、道は、これまで、どのような取り組みを進めてこられたのか、まず伺いたい

と思います。

○村木中委員長 国際経済室参事天野紀幸君。

○天野国際経済室参事 ハワイとの交流についてでございますが、昨年5月に知事がハワイを訪問した際には、道産食品の魅力を紹介するセミナーや商談会を行いまして、現地企業からは、品質の高さが評価されるとともに、道内企業からは、北米市場への強い期待が寄せられるなど、ハワイを初めとする北米との経済交流の可能性の高さを認識したところでございます。

こうした可能性の芽を着実に育てていくため、今年度、現地のスーパーによる北海道フェアの開催への協力を初め、道内企業を対象としたビジネスセミナーの州政府との共同開催、さらには、関係機関と連携したフォローアップ商談といったものを実施してきたところでございます。

また、先月から今月にかけて、現地に進出している道内企業と連携して、本道の食や観光の魅力を発信するキャンペーンを実施するなど、北米本土への展開を見据えながら、現地のネットワークの拡大や情報発信に努めまして、ハワイにおけるビジネスチャンスの拡大に向けた取り組みを推進してきたところでございます。

以上でございます。

○田中芳憲委員 それでは、国別に聞いていこうと思いますので、次に、ベトナムについてでございます。

今申し上げました、昨年5月のハワイに続きまして、8月には、知事と日越友好議員連盟のメンバーがベトナムを訪問したところでございます。

経済成長が続き、北海道との交流が深まるASEAN地域の中でも、特に、ベトナムとは比較的長い交流の歴史がございます。また、道内企業の進出意欲が高い地域とも言われております。

道議会としても、議員連盟を設立し、ベトナムとの交流に積極的に取り組んでいるところでありますが、道は、今年度、ベトナムとどのような経済交流を進められ、どのような成果をおさめてきたのか、伺いたいと思います。

○天野国際経済室参事 ベトナムとの交流についてでございますが、昨年8月には、知事や道議会の皆様、そして経済界など、幅広い関係者がベトナムを訪問し、ベトナム政府との間で、経済交流の促進に関する覚書の締結を初め、現地の方々との人脈づくりなど、両地域間の交流基盤の強化を図る取り組みを実施したところでございます。

昨年の訪問を踏まえ、これまで、ASEAN事務所とベトナム政府との情報共有体制の構築や、道内企業をネットワーク化した定期的な情報発信、さらには、さまざまな関係者が参画した北海道プロモーションの実施など、多様な取り組みを展開してきたところでございます。

また、旭川や札幌における交流組織の設立を初め、経済団体による訪問団の派遣、チャーター便の運航など、民間が主体となった交流の動きが着実に広がっているところでありまして、道としては、こうした動きを積極的に後押ししながら、オール北海道でベトナムとの交流を進めているところでございます。

以上です。

○田中芳憲委員 今御答弁にありましたとおり、チャーター便が運航されました。私も、今定例会が終了いたしましたら、ベトナム友好議員連盟の皆さんとともに、再度、ダナン市を訪問する予定でございます。

御存じのように、大変親日的な国でありますし、道内企業もたくさん進出しております。両地域がさらに交流を深めて、新しい地域間交流がより一層深く大きくなるよう、私も期待を込めているところでございます。

それでは次に、香港について伺いたいと思います。

知事は、今年最初の訪問先として香港を訪れ、この地域の対外経済交流を担う香港貿易発展局との意見交換、あるいは、投資セミナーにおけるプレゼンテーションを行っております。

香港は、食、観光、投資など、今後、道が海外との経済交流を進める上で大変重要な地域と考えているところでございます。

今回の訪問の成果をどのように受けとめておられるのか、お聞きいたしたいと思います。

○村木中委員長 国際経済室長加藤浩君。

○加藤国際経済室長 香港との交流についてでございますが、アジアのハブと呼ばれる香港は、道産食品の輸出や道内企業の進出が進みますとともに、香港からニセコ地域への投資が、海外資本による投資のモデルケースとなるなど、双方向で活発な経済交流が行われておまして、本年1月に知事が訪問した際には、現地の関係者から、本道に対する強い関心と期待が寄せられるなど、さらなる交流の発展の可能性を再認識したところでございます。

このため、香港貿易発展局との間で締結いたしました覚書に基づく取り組みを進めながら、新年度に、ジェトロ香港事務所に職員を派遣し、現地における連携体制を一層強化するなど、食や観光、投資を初めとする幅広い分野におきまして、香港とのさらなる交流拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○田中芳憲委員 それでは次に、台湾との交流についてでございます。

道が海外との経済交流を進める上で、香港と並んで重要な地域は、北海道へのインバウンド観光を牽引している台湾だと考えます。

昨年には、我が会派が提案した北海道チャレンジショップを台中市に開設し、台湾との交流は新たな一歩を踏み出したと思いますが、このチャレンジショップのこれまでの取り組み状況についてお聞きしたいと思います。

○天野国際経済室参事 北海道チャレンジショップについてでございますが、昨年10月、台湾の台中市内の百貨店に設置したチャレンジショップは、道内企業や地域の皆様が、消費のマーケティング、観光情報の発信を機動的に行うことができる拠点として、当初、3カ月の期間限定で設置したものでございます。

これまで、43社、112品目の商品の販売を行い、1000万円を超える売り上げを計上しましたほか、空知や日高、恵庭の関係者による地域プロモーションに加えて、現地の旅行会社による観光

情報の発信などに取り組みまして、約100件の旅行商品の販売に結びついたところでございます。

こうした結果を踏まえまして、運営を担う現地の企業により、来年3月まで継続されることとなりまして、引き続き、道内の企業や市町村、現地の幅広い関係者などと連携して、食と観光を連動させたプロモーションの拠点となるよう、チャレンジショップの活用促進に積極的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○田中芳憲委員 台湾との結びつきも年々太くなり、私の地元・恵庭市においても友好協会ができました。これも地域間交流の大切な一つでありますし、こうした交流が大きくなれば、新たなビジネスチャンスが生まれ、また、来道する訪日客の皆さんにも喜んでいただけるようなサービスが広がっていくのじゃないかなと大変期待しているところであります。

次は、中国についてでございます。

大変微妙な外交関係にありますけれども、約14億人の人口を擁しておりますし、道産食品の輸出額が約300億円、来道者が55万人に上るということで、中国の成長力や需要を取り込むといった点からも、北海道にとって重要な地域の一つと思います。

道では、上海に事務所を設けて、そこを拠点にして、中国との経済交流を進めておりますけれども、一昨年の黒竜江省との友好提携30周年を契機に、黒竜江省との経済交流の取り組みを強化していると伺っております。

本年は、日中平和友好条約締結40周年の節目の年を迎えますが、中国との経済交流にどのように取り組んでいるのか、伺いたいと思います。

○天野国際経済室参事 中国との交流についてであります。道では、上海事務所を中心に、札幌市や金融機関の現地事務所と連携を図り、中国各地における道産品や観光のPRを初め、中国で顕在化している環境問題、高齢化の進展に伴う課題に着目したビジネス交流に力を注いでいるところでございます。

また、友好提携を結んでいる黒竜江省とは、この30年間に国際交流員として道庁で勤務した経験がある方々と連携するなど、これまで培われた人脈等を活用した経済交流に取り組んでおりまして、昨年6月にハルビン市内で開催された国際博覧会において、初めて、食品や工芸品等の展示、販売を行いますとともに、今月8日からは、現地の百貨店と連携し、中国では最大規模となる北海道物産展を開催しているところでございます。

中国への販路拡大に向けましては、厳しい輸入規制など、課題も多いところでございますが、こうした取り組みを通じて、商流や物流のネットワークを広げ、中国市場の開拓に着実に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○田中芳憲委員 これまで、道と海外との経済交流について、ハワイを初めとするトップセールスなど、知事の訪問の成果を中心に、取り組み状況をお聞きしてきたところであります。

【第3分科会 3月15日 第4号】

こうした経済交流を効果的に進めるためには、海外とのネットワークが重要となります。

道では、上海、シンガポールなどに海外拠点を設置しておりますけれども、これまで、海外の行政機関や関係機関とのネットワークの拡大にはどのように取り組んできたのか、伺いたいと思います。

○加藤国際経済室長 海外におけるネットワークの拡大についてでございますが、海外の多様な地域との経済交流を展開していくためには、現地の実情に精通し、さまざまなノウハウを有する組織等との連携を進めていくことが重要でございます。

このため、道の海外拠点の活用はもとより、トップセールスの機会を活用した現地政府との協力体制の構築、貿易促進機関や経済団体、金融機関などとの連携の強化、さらには、現地に駐在している国際ビジネス協力員の拡充など、多様なネットワークづくりに取り組んでいるところでございます。

新年度におきましては、ベトナムや香港等の政府機関と締結した覚書に基づく取り組みを進め、職員派遣を通じたジェトロとの連携の強化など、これまで培ってまいりました協力関係のさらなる発展を図るなどして、ネットワークの充実強化に取り組み、海外との経済交流を効果的に進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○田中芳憲委員 最後に、経済交流の拡大に向けた今後の方針についてという視点でお聞きしたいと思います。

今、順次、各国との取り組みの状況を伺ってきたわけでありましてけれども、グローバル化の進展に伴って、北海道と世界の距離はますます縮まっております。したがって、海外との経済交流のハードルも年ごとに低くなっていると思います。

人口減少に伴い、国内市場の大幅な拡大が見込みがたい現状にあっては、海外との経済交流をめぐる条件の好転を一つのチャンスと捉えて、海外需要の取り込みをより一層図ることが、道内企業の持続的な成長にとっても一層重要になってくるところであります。

そこで、道は、昨年末、海外交流に関する指針となる北海道グローバル戦略を策定されました。新年度は、この戦略に基づく取り組みを具体的に進めていく最初の年となるわけでございます。

日EU・EPAの大枠合意など、国際情勢は大きく変化しており、こうした変化も踏まえて、経済交流を柔軟に進めていくことが必要と考えますが、道は、新年度において、海外との経済交流をどのように進めていくお考えなのか、伺いたいと思います。

○村木中委員長 経済部長阿部啓二君。

○阿部経済部長 海外との経済交流の拡大についてであります。国内市場の縮小が懸念される中、本道の持続的発展のためには、グローバル化が進む世界経済の潮流を的確に見きわめながら、本道の魅力や強みを生かし、海外の成長力を取り込んでいくことが重要であるというふうに認識いたしております。

このため、先般取りまとめた北海道グローバル戦略におきましては、世界に売り込む、世界とつながる、世界と向き合うの三つの視点に立ち、現地の社会経済情勢や本道との交流の状況などを考慮し、機動的かつ柔軟に各地域との交流を促進することとしているところでございます。

新年度には、経済成長が続くアジアにおきまして、これまで進めてきた取り組みに加えまして、10月をめどに、日本と中国の行政や企業の関係者が集う日中経済協力会議の札幌での開催、ベトナムとの産業人材の交流の促進などにより、交流環境をさらに整えるとともに、北米本土やEUなどにおきましては、食と文化が一体となったブランド発信等を通じて、新たな市場の獲得に努めるなど、それぞれの市場ニーズや環境の変化を踏まえながら、積極的に海外との経済交流を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○田中芳憲委員 先ほど、中国との平和友好条約締結40周年というお話をさせていただきました。議会としても、相互訪問ということで、これまで、私たちも訪問し、向こうからも来ていたわけですが、しばらく中国側からの来訪団が来られていないのがちょっと気がかりな点であります。いろいろと国内事情もあるのでしょうかけれども、我がほうは売り込む側でありますから、我がほうから積極的に交流を行っていくことも大事ななところでもあります。

御答弁にありました、10月をめどに開催される日中経済協力会議においても、今言われた三つの視点から、北海道の魅力を積極的に売り込んでいただきたい。その御努力に御期待申し上げて、海外との経済交流の促進についての質問を終わりたいと思います。

次に、道産食品の輸出拡大という視点で御質問をさせていただきたいと思います。

道では、食品輸出1000億円の目標を定め、輸出拡大戦略に基づいて、各般の施策を展開されていますが、本道経済の発展に向けて、より一層、輸出拡大の取り組みを加速していくことが大変必要ではないかと思っております。

知事は、今定例会における我が会派の代表質問に対し、輸出の実績や道外港を含めた輸出の実態を検証して、新たな目標と戦略を策定する旨の答弁をされておりますが、先ほど申し上げたとおり、国内市場が縮小傾向にある中で、本道の強みである食の輸出を一層拡大して、力強い地域経済を構築していくべきと思っております。

そうした新たな戦略と目標の策定に関して、以下、数点伺ってまいりたいと思います。

最初に、国際認証等への対応についてであります。

先ほどのお話のとおり、輸出の大半が、中国やASEAN地域などのアジア向けとなっていることは承知しておりますが、さらなる輸出拡大に向けて、高い購買力と世界への発信力を持つ欧米など、新たな市場の開拓を進めていくことも大変重要ではないかと思っております。

こうした市場への参入を進めていくためには、HACCPやGAPなど、輸出に必要な国際水準の認証取得等の対応が必要と考えますが、これについて道はどのように取り組んでいくお考えなのか、伺いたいと思います。

○村木中委員長 食関連産業室参事山口了子君。

○山口食関連産業室参事 国際認証等への対応についてでございますが、道産食品の信頼性を高めながら輸出を推進し、欧米などの新規市場を開拓していくためには、輸出相手先から求められる、衛生に関する国際標準や生産工程に関する国際水準の認証等への対応を進めていくことが重要と認識しております。

道では、事業者、生産者に対する講習会の開催や助言指導により、HACCPの導入、国際水準GAP等の取得促進に努めてきたところでございますが、さらにふやしていくことが必要と考えております。

このため、道としては、農業団体と連携し、道内4カ所において、生産者に対する指導者を育成するための研修会の開催や、新年度からは、新たに、認証に要する費用の負担軽減を図るなど、今後とも、国際水準の認証取得等を促進し、地域産業の輸出対応力の向上に努めてまいります。

○田中芳憲委員 昨日、我が会派の同僚議員が、海外販路の拡大という視点で具体的な御提言を述べられておりましたが、私からは、道外港経由の食品輸出の状況について、以下、順次お聞きしていきたいと思っております。

知事は、昨年末の第4回定例会で、我が会派からの質問に対して、道外港を経由した道産食品の輸出が約333億円に達する旨のお答えをされたところでありますが、道産食品の海外販路を一層拡大していくためには、道内港に加え、道外港からの輸出を含めた道産食品の販売先や物流の実態を捉えて、道内の事業者のビジネスチャンスに結びつけていくことが重要と考えます。

今後、道外港を経由した貿易実態の把握をどのように行い、その結果をどのように活用していくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○山口食関連産業室参事 道外港経由の食品輸出の状況についてでございますが、道では、昨年、全道的な生産者団体や、輸出実績があるメーカー、貿易商社等を中心に、延べ約250社に対してヒアリングなどの調査を行い、国等の統計データを分析するなどして、輸出額を推計し、物流の専門家やジェトロに確認をいただいたところでございます。

この調査を通じ、韓国へ向け、生鮮で、ホタテやホヤを、下関港、博多港から輸出している事例、日本酒を他府県の銘柄とあわせて道外港から輸出している事例などを把握したところであり、こうした事例の背景、要因などを分析して、道産食品の販路拡大の可能性を広げていくことが重要であると考えております。

このため、今後、道内港に加え、道外港を含めた幅広い輸出実態と、海外ニーズの継続的な把握を行って、道内の事業者のビジネスチャンスを広げ、効率的に輸出に取り組める環境の整備に努めながら、海外販路の開拓などの取り組みを効果的に実施してまいります。

○田中芳憲委員 それでは、新たな輸出拡大戦略についてでございますが、本道の強みである食の可能性を最大限に発揮して、一層の輸出拡大を図り、海外の成長力を地域経済に取り込んでいく展開を期待しているところであります。

例えば、先ほど伺った輸出品目の拡大や国際認証等への対応として、新年度から、認証に要す

る費用の負担軽減などを図るということでありまして、為替とか景気動向に左右されずに、安定的に輸出を拡大していくための地力をつけていくとともに、実際に、どのような方面に、どのような道産品が輸出され、その量的な動向がどのように推移しているかなど、輸出に取り組む道内企業の経営戦略に役立つ情報を的確に提供していくことが重要と考えます。

この点について、新たな輸出拡大戦略は、どのような基本的な考え方に基づいて策定するお考えなのか、伺いたいと思います。

○村木中委員長 食関連産業室長三井真君。

○三井食関連産業室長 新たな輸出拡大戦略についてでございますが、道産食品の輸出を安定的に拡大していくためには、1次産品の安定的な生産や国際認証などの取得を促進するなど、地域における輸出の対応力を高めていくとともに、海外ニーズや、道産食品の輸出を取り巻く国際情勢の変化に対応した迅速で的確な情報を提供するなどして、道内の事業者のビジネスチャンスを拡大していくことが重要と認識しております。

このため、輸出の実績や、道外港を含めた輸出の実態などを検証して、実効性の高い戦略を策定し、生産基盤の強化など、輸出対応力の強化に加えまして、各国の市場ニーズやトレンドの変化など、道内の事業者の経営戦略に役立つ情報の迅速できめ細やかな提供、効率的な物流と一体となった販路開拓などに努め、さらなる輸出拡大に向けた取り組みを加速してまいります。

以上です。

○田中芳憲委員 それでは、新たな輸出目標についてお聞きしたいと思います。

現在の目標は、道内港発の輸出額に基づいておりますけれども、国内市場が縮小する中、旺盛な海外需要を本道経済に確実に取り込んでいくためには、経由地を問わず、あらゆる手だてを講じて輸出を拡大していくことが重要でございます。

このため、道産食品の新たな輸出目標の策定に当たっては、道内港に道外港を加えた輸出額を設定すべきと考えます。

また、こうした新目標については、実効性の高い戦略と一体となって検討を深めていく必要がありますが、輸出に挑戦し、乗り出す事業者の裾野の拡大や、輸出品目の多様化を実現するためには、具体的な目標をできる限り早期に示し、さまざまな地域や幅広い業種の方々の挑戦意欲に弾みをつけていくことも重要と考えます。

道は、新たな輸出目標とその基本的な考え方を早急に明らかにすべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○村木中委員長 経済部食産業振興監田辺利信君。

○田辺経済部食産業振興監 新たな輸出目標についてでございますが、道産食品のさらなる輸出拡大を実現していくためには、幅広い輸出の実態や海外ニーズなどを見きわめながら、道内企業、生産者などのビジネスチャンスを広げ、輸出に取り組む事業者の裾野の拡大や輸出品目の多様化を図っていくことが重要であると考えています。

道では、道産食品の可能性を最大限に生かして輸出を拡大していく上での新たな輸出戦略の検

討を深めるため、道内港はもとより、道外港も含めた新たな輸出目標を策定することとし、地域や事業者における海外市場への挑戦の機運の醸成につながるよう努めてまいる考えであります。

以上でございます。

○田中芳憲委員 今の、新たな輸出目標の策定、機運の醸成という点については、改めて知事にお考えをお聞きしたいと思っておりますので、委員長においては、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○村木中委員長 田中(芳)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

安住太伸君。

○安住太伸委員 それでは、通告に従い、順次伺ってまいります。

初めに、北海道食品機能性表示制度、いわゆるヘルシーD○についてです。

タラコと明太子の例がよく引き合いに出されますように、本道の農水産物は、素材としての魅力が高いため、逆にそれがあだとなり、加工を施して付加価値をつけるといった発想に疎く、結果、素材としての価値でしか稼ぎ切れていないのが最大の弱点だと言われています。

本制度は、そうした本道産業が抱える構造的な課題に風穴をあけるべく、フード特区制度を活用し、自治体による全国で初の食品機能性表示制度として、平成25年4月にスタートした画期的なものでした。

ところが、2年後の平成27年度に開始された国の、その名も機能性表示食品制度は、わずか2年余りの間に届け出受理数が1000件を超え、平成30年3月現在で認定数が90件に満たないヘルシーD○は、大きく水をあけられる状況となっています。

まず、道としてはこの現状をどのように捉えているのか、これまでの取り組みを踏まえつつ、基本的な課題認識について伺います。

○村木中委員長 食関連産業室長三井真君。

○三井食関連産業室長 ヘルシーD○制度の認定状況などについて申し上げます。

ヘルシーD○の認定商品は、現在、88品目となっております。さらなる制度の普及に向けて、企業におきましては、その利用を促進し、商品の種類や取扱店舗の拡大を図るとともに、消費者におきましても、日常の食生活への利用が進むよう、制度の理解と認知度を高めていくことが重要であるというふうに認識しております。

このため、企業に対しましては、関係機関と連携をし、道内外の展示会への出展や食品メーカーへの働きかけ、あるいは、多様なメディアを通じたPRを行っておりますほか、消費者の方々に対しましては、地域の栄養士と協働で、食を通じた健康づくりに関するセミナーなどを開催しているところでございます。

こうした取り組みに加え、ホテルや飲食店と連携いたしまして、女性向けに、認定商品を活用した料理を提供するプロジェクトなど、ターゲットを明確にした効果的な取り組みも進めなが

ら、ヘルシーD o 制度の普及を促進してまいります。

以上です。

○安住太伸委員 制度に対する理解や認知度の低さが主たる課題とのお答えでした。

この間、道では、例えば美人ランチといった女性向けの応援プロジェクトを初め、ヘルシーD o の認定を受けた食品の拡販に向け、さまざまな御努力、取り組みを重ねてきたことは承知しているつもりです。

ただ、いかんせん、競合する国の制度との最大の違い——効能がうたえないという点で圧倒的に不利なヘルシーD o は、先発制度であるにもかかわらず、残念ながら、十分な認知を得ることができておりません。

とするならば、今後の取り組みとしては、何よりも、その弱点を補うに足る、認定を受けることのメリット感を強く発信することで、企業側に、多少の手間をかけてでも、ぜひヘルシーD o の認定を受けたいと思わせることが重要と考えます。所見をお伺いいたします。

○村木中委員長 食関連産業室参事山口了子君。

○山口食関連産業室参事 ヘルシーD o のメリットについてでございますが、ヘルシーD o については、腸内環境の改善や免疫機能の向上などの効果が実証された成分が使用されているものの、国の制度と異なり、具体的な効果、効能の表示はできませんが、認定商品に含まれる成分について、一定レベルの科学的研究が行われた事実を表示することにより、消費者が商品を選択する際の有用な情報となっております。

道では、こうしたメリットをPRするとともに、企業が円滑に制度を利用できるよう、既存論文の活用など、申請手続の簡素化や、市民ボランティアの方々に臨床試験への協力を依頼する、いわゆる江別モデルなどの取り組みを進めているところでございます。

また、道が、ヘルシーD o を活用した企業を対象に平成28年度に行った調査において、認定後に商品の売り上げが平均で約30%伸びたとの回答を得たところでございまして、こうした情報を含め、今後とも、ヘルシーD o のメリットに関する企業等への周知に努めてまいる考えでございます。

○安住太伸委員 御答弁に加えて、さらに申し上げれば、認定アイテムになり得る素材そのものの発掘でも、より広範な農水産品等の中から選択できるほうが、よりバラエティーに富んだ商品開発の可能性が高まり、認定に向け、企業側の食指が動く可能性も高まるのではないかと考えるところです。

この点で、例えば、レシピ本を企画、制作し、その企画に合わせて、こんな素材があればおもしろいとか、あの野菜を使った商品で認定を受けられないのかといった情報を広く募集するという手だても考えられるのではないのでしょうか。

また、必要な情報の収集にかかわる取り組み内容の拡散力という点では、出版もそうですが、テレビ、ラジオといったメディアの力や、近年でいえば、インスタグラムなどのSNSを通じた、いわゆる口コミ力の活用をぜひ検討すべきと考えます。

例えば、先ほど御紹介した美人ランチをシリーズ化し、おいしく、美容と健康の二重取りといったような感じで番組化したり、専門家による食品の有用性の解説と同時に、消費者の方々の関心が高い分野でお得感を打ち出す企画を絡めるなど、工夫の余地もまだいろいろとあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

認定商品の開発の現状とその課題や、その母集団になり得る素材そのものの広範な発掘にかかわる今後の対策についてお伺いいたします。

○山口食関連産業室参事 認定商品の開発状況等についてでございますが、健康機能性を持つ商品の開発を促進するためには、農水産物などが有する健康機能性成分の研究を進めるとともに、その商品化に向けた技術指導を行っていくことが重要と認識しております。

道では、北海道立総合研究機構と連携して、道産食材が持つ機能性成分の発掘、研究と商品化の取り組みを進めており、これまで、食品加工研究センターが開発した乳酸菌HOKKAIDO株を使用したヨーグルトや、林産試験場が開発したベータグルカンを含む新種のマイタケを活用した商品が、新たにヘルシーD○に認定されたところでございます。

こうした機能性食品の開発の裾野を広げるため、今年度は、新たに、ポリフェノールやフコイダンなどの成分を豊富に含む農水産物等のリストの作成に取り組んでいるところであり、今後、このリストを地域の企業などに提供するとともに、試験研究機関や大学等と連携して助言指導を行うなどして、健康機能性を持つ商品開発を一層促進していく考えでございます。

○安住太伸委員 これまで、いろいろなさっている取り組みがある一方で、まだ認定が90件に満たないという現状や、認知度の低さといった課題を突き詰めて考えていくと、最大の難点は、認定自体の前提となるヒト介入試験のためのコストに行き着くように思えてなりません。

先ほど、江別モデルなど、企業側の負担を軽くする意欲的な取り組みの御紹介がありました。道による支援制度を含めた現行の補助制度のあらましについて伺います。

○三井食関連産業室長 ヘルシーD○への支援などについて申し上げます。

道では、ヘルシーD○の商品化に取り組む企業に対し、機能性成分の評価や分析試験を行う場合に要する費用の3分の2相当額の助成を行っており、これまで、2件の利用があったところでございますが、一層の利用促進に向けましては、制度の周知はもとより、売れる商品づくりに向けたノウハウの提供や販路開拓などの支援を進めていくことが必要というふうに認識しております。今後、大手百貨店のバイヤーなどによる商品開発の指導や、どさんこプラザでのテスト販売などの支援を進めてまいります。

また、機能性成分のヒト介入試験につきましては、道が主体となり、産業支援機関と連携して取り組んでおりまして、これまで、「ゆきびりか」という品種の大豆や、ガゴメコンブなどを由来とした機能性成分につきまして、ヘルシーD○に必要な科学的な検証を行ったところでございます。

今後とも、ヘルシーD○の認定に向けましては、企業に対して、道のこうした支援制度の積極的な活用を促してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○安住太伸委員 そもそも、大手企業の場合は、トクホなど国の機能性表示食品制度への投資によって、直接効能をうたえるというメリットの享受が可能であり、道の制度がいわば顧客として大切にすべき相手は、投資余力に乏しい道内の中小零細企業にほかなりません。

そして、そうした小規模企業経営者の多くは、私を知る限り、血と汗のにじむような御努力をもって、常に、大手企業に対抗すべく、生き残りをかけた熾烈な競争に心血を注いでいます。

そんな中、つい先日、私の地元・旭川で、そうした企業の一つがその歴史に幕をおろすことになってしまいましたが、私は、その経営者が、存続のために必要な努力を怠ってきたとは決して思いません。

道としては、限られた経営資源の中、必死で大手企業に対抗し続けている、今はまだ名もなき道内企業への支援にこそ、ヘルシーD oが資するよう、そのための前提となるヒト介入試験への支援制度につき、さらにもう一段の工夫を凝らすべきと考えます。

あのときの道の支援があったからこそ、今こうして広く全国に名前の通った企業になり得たと、いつの日にか言ってもらえるような制度を目指すべきではありませんか。最後に、振興監の答弁を求めます。

○村木中委員長 経済部食産業振興監田辺利信君。

○田辺経済部食産業振興監 ヘルシーD oの推進についてであります。道では、健康を切り口にした道産食品の付加価値の向上に向け、平成25年にヘルシーD oを創設し、制度の認知度の向上はもとより、商品開発に向けた技術支援や、商品の認定に必要な円滑な臨床試験に向けた、いわゆる江別モデルなど、各般の取り組みを進めているところであります。

今後、こうした取り組みを加速するため、ヘルシーD oに取り組む企業のお声に耳を傾けながら、女性など、ターゲットを絞った効果的なプロモーションや、医療機関との連携強化による江別モデルの拡充、機能性成分を含む農水産物のリスト化など、新たな取り組みを進めるとともに、どさんこプラザの機能を活用するなどして、商品開発や販路開拓への支援を強化しながら、道内の中小企業が、本制度を通じて、消費者における健康志向の高まりをビジネスチャンスとして効果的に活用できる環境を整え、本道の食産業を振興してまいる考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 次に、道産食品の輸出について伺います。

先日、ある観光事業者から、こんな話を耳にしました。その方のところでは、台湾からのお客様がここ何年も群を抜いて多いそうですが、皆さん、とにかくバイキング料理を楽しみにしているとのこと。何でも、北海道で食べる海鮮と果物が彼らには大好評で、それを好きなだけ食べられるということで、バイキングが人気なのだそうです。

それから間もなくのこと、旭川駅に隣接するモール型ショッピングセンターの食品売り場で、これまた偶然に、何種類も山と盛られた色とりどりの果物を買いたるよう求める外国人旅行者らしき一群に遭遇しました。へえっと思って、ほかの方にも聞いてみたところ、そうした光景

は、どうもその日だけのことではなさそうなのです。

そこで思い立ち、いろいろ数字を拾って計算してみますと、これが結構な金額になることが見えてまいりました。

観光庁が示している、「訪日外国人の消費動向 平成28年年次報告書」によると、台湾の方は、日本滞在中の総支出額のうち、37.4%を買い物に回し、果物という分類項目がなかったので、仮に「菓子類」で見ると、購入率は67%、購入者単価が8000円余りとなっています。直近の台湾からの年間来道者数の53万人に、この購入率と購入者単価を掛けると、何とおおよそ30億円に上ります。あくまで仮の推計値でしかありませんが、平成28年の、農畜産物、農畜産加工品の輸出総額が42億円だったことと比較しても、極めてインパクトがある数字に思えてきませんか。

既に、台湾の方による果物のかなりの内国消費の存在を感じさせると同時に、ひょっとすると、台湾向け果物の輸出だけでもまだ相当のポテンシャルがあると見ることもできるのではないのでしょうか。所見をお伺いいたします。

○山口食関連産業室参事 道産果物の台湾への輸出についてでございますが、道では、農畜産物の輸出拡大に向けて、米や牛肉に加え、野菜、果物などの青果物を重点品目として、アジア地域を中心に、プロモーション活動やテスト販売に取り組んできたところであり、平成28年の農畜産物輸出額は42億円となっております。

このうち、果物については、価格の高さや鮮度の維持などが課題となっており、輸出額は7000万円で、台湾向けは、メロンのみの360万円となっております。

台湾は、北海道ブランドの評価が高く、香港に次ぐ主要な輸出先となっておりますことから、道では、品目の拡大や常設売り場の設置に取り組んでおり、今後、道産の果物についても、関係団体等と連携して、北海道のブランド力を生かしたPR活動を展開し、さらなる輸出の拡大につなげてまいる考えでございます。

○安住太伸委員 現実の輸出に当たっては、国ごとに個々に条件が異なる検疫をクリアしなければならないなど、さまざまな課題があることは論をまちません。昨日来、この委員会の中でも、実体験に基づく非常に貴重な御提言、御議論があったところであります。

この点で、さきの本会議での我が会派の同僚議員からの、農畜産物の輸出拡大にかかわる質問に対し、知事は、検疫条件等の緩和に向けた国家間交渉など、輸出環境の整備について国に要請するとともに、関係機関と連携して、必要な手続をサポートする旨、答弁されました。

では、果物類の輸出にかかわり、台湾向け輸出の拡大を図っていく上で、どのようなことが課題となるのか、所見をお伺いいたします。

○山口食関連産業室参事 台湾向け輸出の課題についてでございますが、農畜産物の輸出に当たっては、相手国ごとに、動植物検疫や食品衛生などの規制への対応が必要となっております。

台湾へ果物を輸出する場合は、全ての品目で、国が発行する植物検疫証明書を添付することや、リンゴ、桃、梨については、生産園地や選果・こん包施設が一定の条件を満たし、事前に登録することが条件となっており、輸出に取り組む方々からは、こうした規制の緩和が求められて

いるところでございます。

道といたしましては、今後とも、国に対し、検疫条件等の緩和に向けた交渉など、輸出環境の整備について要請するとともに、ジェットロなど関係機関と連携し、生産者等が行う輸出に必要な手続をサポートするなどして、道産果物の輸出拡大に努めてまいる考えでございます。

○安住太伸委員 国を動かすにしても、生産者あるいは流通業者など、直接の関係者を動かすにしても、その先に、どれだけ確かな利益を見込めるのかの情報の有無が鍵となるのは間違いありません。

知事の道政執行方針の中でも、道産食品の輸出拡大に向け、さまざまなニーズ調査等を行う旨、話があったところです。

そこで、例えば、まず、直接そういうお客さんと触れ合う機会を多く持つ観光バス事業者等の協力を得ながら、来道した外国人観光客に、楽しみにしていた北海道の飲食物や、お土産にしたいとか可能なら自国に送りたいと思った飲食物等につき、アンケート調査を行い、市場の存在、規模等を見きわめる取り組みが必要ではないかと考えます。

折しも、北海道観光振興機構による分析結果が示され、その中でも、菓子や海鮮類などが好評であった旨、先週末に報告されたところです。所見をお伺いいたします。

○三井食関連産業室長 海外ニーズの把握についてでございますが、来道される外国人観光客の方々の消費につきましては、観光庁において定期的にアンケート調査を実施し、菓子類や飲料、家電、医薬品など、大まかな分野別の消費額を公表しているところでございます。

道産食品の一層の輸出拡大に向けましては、こうした情報を含めて、海外ニーズを的確に把握し、道内の事業者のビジネスチャンスを広げていくことが重要であると考えておまして、道では、ASEAN事務所やどさんこプラザなどの海外拠点を活用した情報収集に加えて、今後、来道される外国人観光客を含めた幅広い海外ニーズの把握や分析の方法につきまして、観光事業者、有識者の方々の御意見を伺うなどして、知見を深めてまいります。

○安住太伸委員 この間、道では、随分お金と時間をかけ、プロモーションを行ってまいりましたが、まさに灯台もと暗しとの言葉どおり、実は、足元に、今の農畜産物等の輸出総額の7割に相当するような市場が眠っているかもしれないのです。

韓国産イチゴの輸出が、平昌オリンピック・パラリンピックを機に随分と話題に上ったのは記憶に新しいところです。想像以上に、我々は既にグローバルな競争にさらされていると考えて間違いありません。そうした熾烈な輸出競争に打ち勝つ鍵、入り口は、情報戦を制することに尽きるのではないのでしょうか。

何事にせよ、新たな取り組みを進め、成果を得ようとする上で困難が伴うのは当たり前のことです。できない理由を探すより、どうすればできるのか、その方法を飽くなき探求心を持って追い求め続ける、そんな北海道であってほしいと強く願います。

最後に、道産食品の輸出拡大に向けた振興監の決意をお伺いいたします。

○田辺経済部食産業振興監 道産食品の輸出拡大についてであります。力強い本道経済を構築

していくためには、地域経済を支える道産食品の輸出を拡大し、海外の旺盛な成長力を取り込んでいくことが重要であることから、道では、1次産品の安定生産や国際認証などの取得の促進、海外商談会の開催など、輸出拡大の取り組みを進めているところであります。

こうした取り組みを加速するため、新年度においては、バンコクに、海外で2店目となるどさんこプラザを開設し、地域商品のテスト販売や、市場ニーズを踏まえた磨き上げの指導など、ASEAN地域を中心とした販路拡大の取り組みを強化する考えであります。

今後、外国人観光客を含めた幅広い海外ニーズの把握方法について知見を深めるなど、道内の事業者のビジネスチャンスの拡大に向けた機会づくりに努め、さらなる輸出拡大に向けた取り組みを推し進めてまいる考えであります。

以上であります。

○安住太伸委員 次に、観光振興について伺ってまいります。

今年度いっぱいかけて作業を進めてきた、平成30年度からの新・観光のくにづくり行動計画が、間もなく決定されると承知しています。

我が会派では、これまで、国連が2030年までの達成を目指すSDGsに対する道の積極的な取り組みを求めてきており、今回、この行動計画案をその達成に資するものと位置づけたことは大いに評価したいと思います。

では、初めに、SDGsと観光振興の関係をどう捉え、具体的にどのように達成に向けて取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

○村木中委員長 観光局長多田聡史君。

○多田観光局長 SDGsと観光振興の関係についてでございますが、国では、平成28年12月の閣議において、SDGs実施指針が決定をされ、観光にかかわる分野は、成長市場の創出や地域の活性化といった優先課題に位置づけられ、その具体的な施策としては、有望市場の創出などが掲げられているところでございます。

道では、こうした国の指針や道の総合計画を踏まえまして、観光振興機構を初め、観光関係団体や市町村などと連携しながら、国内外からの観光客による交流人口の拡大をビジネスチャンスとして捉え、観光で稼ぐという意識を広く道民の皆様に浸透させることなどにより、新たなビジネスの創出に向けて取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 計画の目標にかかわる指標として、観光入り込み客数など7項目を掲げています。これら指標設定の考え方について伺います。

○多田観光局長 指標設定の考え方についてでございますが、次期計画では、国際的に質や満足度の高い観光地づくり、戦略的な誘客活動による旅行市場の拡大、観光振興による地域と経済の活性化を目標として定め、その着実な推進を図ることとしているところでございます。

国際的に質や満足度の高い観光地づくりについては、本道での滞在日数の増加が重要と考え、新たに、宿泊客延べ数と宿泊数の割合を加えるとともに、満足度やリピーターの割合について

も、指標の見直しを行ったところです。

戦略的な誘客活動による旅行市場の拡大と、観光振興による地域と経済の活性化については、交流人口の増加や観光消費の拡大が重要と考え、道内、道外、外国人観光客のそれぞれの観光入り込み客数と観光総消費額などを指標として設定したところでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 指標についてお答えがありました。

例えば、満足度の高い観光地づくりについては、施策の柱だけでも4項目、小柱で10項目あり、主な施策まで含めると、さらに多くの項目が盛り込まれています。

具体的な成果に向け、PDCAサイクルを実のあるものとするためには、それらの施策に沿ったより細かな指標設定が必要と考えますが、見解を伺います。

○村木中委員長 観光局参事山口要君。

○山口観光局参事 施策の方向性と指標についてであります。北海道総合計画では、経済社会の状況や道民の暮らしの状態をあらわすアウトカム指標、都道府県順位の把握や全国平均値との比較ができる指標などを基準に指標を設定することとされているところであります。

観光のくにづくり行動計画では、この考え方に基づき、観光入り込み客数や観光消費額などの七つのアウトカム指標を目標数値として設定しており、その推進状況を調査し、必要な施策の検討を行っていくこととしております。

なお、観光関係者が、連携協働して、観光振興に関する施策を推進するために、より詳細な分析ができますよう、指標のあり方について、観光振興機構や観光関係団体などと議論していく必要があると考えているところであります。

以上です。

○安住太伸委員 それぞれの指標については、実績が、毎年度実施される調査で把握されるもの、5年ごとに行われる調査でしか把握できないものなどに分かれます。

この点で、計画の目標年次である平成32年度の実績は、さらにその先の平成33年度からの行動計画に、意味あるものとして反映できるのか、所見を伺います。

○山口観光局参事 計画に反映する実績値についてであります。観光入り込み客数に関する各市町村や観光庁からのデータ提供が翌年度に及ぶほか、公表も例年9月ごろとなっておりますことから、計画の策定作業において、当該年度の実績の把握は困難であるため、計画開始年度の前々年度の数値をもとにして、指標を設定することとしているところであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 そもそも難しいという趣旨のお話だったわけですがけれども、本計画で、観光入り込み客数の目標は、内外客を合わせて6000万人となっております。ところが、現行の計画では、国内客だけで6360万人となっており、国内客だけを比較すると、実に860万人も前の目標を下回っています。

一方、外国人観光客は、北海道インバウンド加速化プログラムに合わせ、現計画の2倍を超え

る500万人と大幅に引き上げられました。

これだけ大きな目標値の変更がありながら、その達成に向けて掲げられた施策については、微妙な言い回しの変更や、言ってみれば配列の入れかえが主で、極端に大きな改定は認められません。

なぜ、国内客は860万人も下方修正をしたのか、所見を伺います。

○**多田観光局長** 国内観光客に係る目標値についてでございますが、審議会の部会では、観光入り込み客数の目標設定の検討に当たり、達成することが極めて困難な目標値とした場合、観光事業者や観光団体等の理解が得られず、関係者が一体となった観光振興の取り組みにも影響を及ぼすことが懸念されたところです。

こうしたことから、国内客の目標値につきましては、少子・高齢化の進展により国内市場の縮小が見込まれ、また、現計画においては、目標値と実績値の乖離も大きなことから、近年の観光入り込み客数の推移などを踏まえまして、達成可能なものとして設定をしたところでございます。

以上でございます。

○**安住太伸委員** 昨年1定の予算特別委員会で、我が会派の同僚議員が、行動計画には、目標達成に必要な資金量及び財源を明記すべきであり、できないなら、せめて新たな財源の確保について今後議論していく旨、書き入れるべきとただしましたが、的確な答えはいただけませんでした。今計画案でも一言も触れられておりません。

施策の方向性ごとの指標がない、その連関性についても、なかなか実績値がうまく反映できていないなどの課題がある、さらに、その推進に要する資金については見通しすらない、そんな計画で本当に実効性を担保できるのか、甚だ疑問です。

計画の実効性の確保について、見解を伺います。

○**村木中委員長** 経済部観光振興監木本晃君。

○**木本経済部観光振興監** 計画の実効性の確保についてでございますが、北海道観光のくにつくり行動計画の策定に当たりましては、社会経済情勢や観光市場のニーズの変化など、さまざまな要因により観光需要が変動することや、その時々々の課題に対応した施策を進めていく必要があることなどから、資金量や財源を見通すことは難しいものと考えているところでございます。

道といたしましては、本計画に基づき、観光にかかわる関係者が、連携協働して、本道観光のさらなる振興に向けて取り組むことが重要と考えているところでございます。

以上でございます。

○**安住太伸委員** では次に、新たな財源の確保にかかわって伺ってまいります。

この点について、我が会派では、観光審議会から答申を受けたことを踏まえ、代表質問で、道としての検討方針などについて質問しましたが、道議会で議論をいただきながらとされつつ、全く的外れな答弁に終始していました。

以下、改めて詳しくお聞きしてまいりますので、かみ合った真摯な答弁をお願いいたします。

最初に、前提となる認識を共有するため、答申の内容について、簡単に確認をします。

要約すると、今後の施策については、お客の不便を解消し、利便性と満足度の向上を図ること、観光振興にかかわる財源の確保策については、法定外目的税の導入を検討すること、新たな財源の使途については、使途に対する信頼あるいは納得と同意が得られるよう努めること、この3点が言われ、最後に、具体的な制度設計に当たっては、別添附属資料の内容について十分に検討することという内容で間違いありません。間違いなければ、振興監なり課長なり、その場でうなずくだけでも構いません。いかがですか。

間違いのないようなので、続けますが、その答申を読む限り、審議会の結論は、新税導入を是としたと理解しますが、それでよいか、見解を伺います。

また、北海道観光振興機構でも、新たな財源の確保について検討していますが、機構の結論はどのようなものだったのか、あわせて伺います。

○山口観光局参事 観光審議会の検討結果などについてであります。観光審議会からの答申では、観光振興に係る新たな財源の確保策について、先進事例がある宿泊税を参考に、法定外目的税の導入を検討することとされたところであります。

また、観光振興機構においても、今後の観光客の受け入れ体制の整備に関し、優先すべき取り組みや財源の確保策について、有識者を交えて、民間の視点から検討が行われ、昨年11月には、機構の会長から道に対して、安定的な財源を確保するためには、法定外目的税の導入に向けた検討が必要であり、その際には、納税者等が納得できるよう幅広い議論が肝要との提言がなされたところであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 観光振興機構のほうはいいとして、審議会の答申の内容については、先ほども確認したとおりに承知しています。

お聞きしたのは、審議会が、新税導入の是非をどう結論づけたのかということです。再度の答弁をお願いいたします。

○山口観光局参事 審議会の検討結果についてであります。審議会では、観光振興に係る新たな財源の確保策について、先進事例がある宿泊税を参考に、法定外目的税の導入を検討することとの結論を取りまとめたところであります。

なお、付記といたしまして、「免税点の有無、課税免除等については、総合的かつ慎重に判断されたい。」といった、留意する点を加えられているなど、具体的な制度設計は今後検討することになることを改めて丁寧に説明する必要があると考えているところであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 ですから、具体的な制度設計はこれからだけれども、その後の一言で、審議会は新税導入そのものは是としたわけですね。

その上で、法定外目的税の種目について、附属資料では、審議会検討部会の結論として、「新たな財源確保に関する具体的な制度設計を比較検討した結果、「宿泊行為への課税」について、

【第3分科会 3月15日 第4号】

京都市を参考とした「免税点を設けない」制度が新たな財源確保の手法として望ましい」とされているのです。

この見解についてどのように受けとめられているのか、伺います。

○山口観光局参事 答申についてであります。このたびの答申は、観光事業者や業界団体、学識経験者等で構成する部会の委員によって、専門的な見地から議論が重ねられ、道内6カ所で開催いたしました地域意見交換会やパブリックコメントで寄せられた、さまざまな意見を十分に考慮しながら、外国人観光客の急増に伴う受け入れ体制の整備などの課題に対応するために、必要な施策と財源の確保策などを取りまとめたものと認識しております。

以上でございます。

○安住太伸委員 お聞きしたのは、宿泊行為への課税に対する検討部会の見解を道はどのように受けとめたのかです。再度の答弁をお願いいたします。

○山口観光局参事 答申についてであります。検討部会では、「「免税点を設けない」制度が新たな財源確保の手法として望ましい」とされているものの、特に留意すべき事項といたしまして、「免税点の有無、課税免除等については、総合的かつ慎重に判断されたい。」と付記に記載されているなど、今後、具体的な制度設計においては、総合的かつ慎重に判断していく必要があると考えているところであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 何か、まだすっきりしませんけれども、仮に、法定外目的税を導入しても、免税点を設けるかどうかは見解の分かれるところで、道としても、具体的な制度設計はこれからということだと理解をいたしました。

審議会に諮問する前、知事は、宿泊税について、政策税制活用検討委員会で検討するとお答えになっていました。

新たな財源の確保に関する具体的な制度設計は、どのような組織で検討されるのか、伺います。

○山口観光局参事 新たな財源の確保に係る検討についてであります。道では、答申の内容について、今月末までに、道内6カ所で、再度、地域意見交換会を開催し、観光関係者や業界団体、市町村などに対して丁寧に説明を行うこととしているところであります。

その後、総合的かつ慎重に判断していくため、政策税制活用検討委員会や、観光振興の全庁横断的な組織である観光施策連携推進会議なども活用いたしながら、新たな財源の確保に向けた検討を進めてまいりる考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 知事は、代表質問での再々質問に、さきに実施したパブリックコメント等では懸念する声も寄せられており、答申の中でも、総合的かつ慎重に判断するよう意見が付されていると答弁されています。

確かに、懸念する声があることも、附属資料の中に「総合的かつ慎重に判断されたい。」との

文言があることも事実です。

しかしながら、この文言は、あくまでも付記ということで、「税額（税率）や免税点の有無、課税免除等については、総合的かつ慎重に判断されたい。」としているのです。

ところが、答弁は、まるで、新たな税源確保策の全てについて総合的かつ慎重な判断を求められたと受け取っているようにも聞こえます。知事の答弁を皆さんはどう理解しているのか、見解を伺います。

○多田観光局長 総合的かつ慎重な判断についてでございますが、道といたしましては、このたび観光審議会から答申をいただき、今後、道議会での御議論も踏まえまして、具体的な制度のあり方について、道としての方向性をお示しする考えでございますが、答申の内容に関し、観光関係者の中にも、既に制度設計がなされているといった誤った理解が広がっており、改めて、答申や附属資料について、道民を初め、観光事業者、業界団体の皆様に正しく御理解いただくよう努めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 我が会派でも、審議会からの答申を受けたものの、道としての具体的な制度設計はまだこれからということをお前提に、せめて、どのような観点から検討を進めるつもりなのかをさきの代表質問でお聞きしたのです。

お答えは、観光関係者や業界団体はもとより、慎重な意見の方々にも丁寧に説明し、理解を得るよう努めるといったものでした。

たった今、道の考えはまだ固まっていない旨、改めてお答えがありました。今の段階で一体何を説明されるのか、伺います。

○多田観光局長 観光関係者などへの説明についてでございますが、答申の内容に関し、観光関係者の中にも誤った理解が広がっており、改めて、答申や附属資料について、道民を初め、観光事業者、業界団体の皆様に正しく御理解いただくよう努めていく必要があると考えているところでございます。

このため、道といたしましては、答申の内容を、ホームページで広く道民の皆様に周知するとともに、観光関係者や業界団体はもとより、慎重な意見の方々にも丁寧に説明することとしたところでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 先ほど来、皆さんは、答申の内容に関し、観光関係者の中にも誤った理解が広がっている、道では、今月末までに、道内6カ所で、再度、地域意見交換会を開催し、観光関係者などに対して説明して、意見をもらう旨、お答えになっています。

では、お聞きします。

これまで、審議会等から答申を受けた後、公式の場を設けて、改めてその答申内容につき、道が説明したり関係者の意見を聞いたりした前例はありますか。

また、審議会が答申を出す前に、道は、「観光振興に係る新たな財源確保に向けた検討」と題

した正規の意見聴取手続、つまりパブリックコメントを行っています。そのパブコメとは一体何だったのですか、伺います。

そして、新たに開催する地域意見交換会に幾ら要する見込みなのか、これも伺います。

さらに、観光審議会や検討部会の皆さんが、頼まれて、忙しい中、検討を重ねて提出した答申について、受けた側の道があれこれ説明に回るというのは、捉え方によっては大変失礼な行為だと考えますが、これについても見解を伺います。

○多田観光局長 今後のスケジュールなどについてでございますが、観光審議会では、これまでに、観光のくにつくり行動計画の策定などに関し、9回の答申を行っており、道のホームページ等を通じて、広く道民の皆様などに周知してきたところです。

なお、内容を改めて丁寧に説明した例はございません。

また、パブリックコメント等については、審議会での検討を行う中で、地方税の導入についての意見もあったことから、あらかじめ広く道民の皆様の御意見を伺う必要があると判断され、実施したものでございます。

地域意見交換会の経費につきましては、旅費や会場費等で、12月に開催したものが約23万円となっておりますので、3月末までに開催します第2回目につきましても、同額程度となるものと考えております。

今回の答申は、その内容が道民の皆様にご負担を求めるものでありますことや、観光事業者の事業活動に係るものでありますことから、より慎重な対応が必要と考え、答申について、改めて観光関係者や市町村などに対して、より丁寧な説明を行うこととしたところでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 いろいろと、おかしな点、矛盾が浮かび上がってきているように感じますが、いずれにせよ、このままずるずると行くわけにはまいりません。

新たな財源の確保策につき、今後、どのようなスケジュールで検討を進める考えか、伺います。

○木本経済部観光振興監 新たな財源の確保に係る検討についてでございますが、道といたしましては、引き続き、道民はもとより、観光事業者、観光関係団体、自治体などの皆様から、答申や附属資料の内容について御意見を伺う必要があると考えているため、今後のスケジュール等につきましては、現時点で見通すことは難しいものの、本道観光を振興していくためには、インバウンドの拡大をさらに加速させるとともに、国内外からの観光客による交流人口の増加を図り、地域がその恩恵を最大限に享受できるよう、受け入れ体制の整備を促進し、より満足度の高い観光地づくりに取り組むことが必要であり、観光振興に係る新たな財源の確保に向けて、着実に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 着実にといいるところだけ、力強くお読みになっていたようです。

ただいま答弁がございましたが、目下、道が柱に位置づける観光振興であるにもかかわらず、

余りにも多くの問題を含んでいることが改めて浮き彫りになってまいりました。知事に直接伺いたいと思いますので、委員長におかれましては、取り扱いのほどよろしくお願いいたします。

最後に、働き方改革について伺ってまいります。

昨年10月31日、北海道働き方改革推進方策が策定されて以降、道においては、ワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足の解消を目指し、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上の三つを柱とした取り組みを鋭意進めてきたものと承知しています。

その内容は、広く各部にまたがるもので、関係者の皆さんは相当な御苦勞をされてきているものと拝察しますが、結果をお聞きする限り、残念ながら、その目指す姿に向けて、大きな変化は依然読み取れない状況が続いています。

どうすれば現状を打開できるのか、今の取り組みで欠けているものがあるとすれば何なのか、その辺を明らかにすべく、以下お聞きをしてまいります。

初めに、人手不足の解消にかかわる目標管理について伺います。

道では、推進期間を平成31年度までと定め、最終年度での到達目標をKPIとして掲げています。

その主なものを幾つか挙げると、25歳から34歳の女性就業率は、平成26年値の66.8%から、平成31年度までに全国平均値以上へ、高齢者の就業率は同じく16.5%から21%へ、若者の就業率は、平成26年度の72.8%から、平成31年度までに76%へなどとなっているところです。

確かに、これら3類型は、人手不足解消の鍵を握る主要なグループであり、この三つの層からの労働力の流入が果たせない限り、本道における人手不足の解消には間違いなく黄信号がともってしまうものと考えます。

では、ここに掲げる数値を達成することで、目標年度としている平成31年度までに、一体、何人の新たな就業者が確保でき、それは、その時点で、現状で見込んでいる不足を解消するに足るだけの数値になっているのか、伺います。

○村木中委員長 雇用労政課長田邊弘一君。

○田邊雇用労政課長 働き方改革推進方策についてでございますが、道では、昨年10月、人口減少問題への対応に関する分野別計画の指針となっている北海道創生総合戦略に準拠した指標を盛り込んだ、働き方改革推進方策を策定したところでございます。

本道においては、全国と比較して年間総労働時間が長いなど、厳しい就業環境にあることから、平成31年度までに、就業率などの数値を全国水準まで引き上げることなどを旨とするところがございます。

道といたしましては、この推進方策に基づき、子育て中の女性の再就職支援や、若者の地元就職と定着の促進など、多様な人材の活躍を推進することなどにより、企業における人材確保の取り組みを支援してまいります。

以上でございます。

○安住太伸委員 そういうことをお聞きしているのではないのです。確保できる就業者数の見込

みに自信がないのか、はっきりとしたお答えになっておりません。

世界的な好景気に牽引されて、本道においても、自動車関連、機械、鉄鋼業などでは堅調な伸びが報告されています。

さらに、特筆すべきは、年明け以降、例えば札幌の百貨店では、セール品より春物新作衣料の人気の高いなど、まだごく一部の限定的な動きながら、個人消費にも変化の兆しが見られるといった話が出てきている点です。

道央のある企業経営者からは、従業員が確保できれば、今以上に売り上げが上がるといった話も聞かれ、深刻な人手不足は、周回おくれで、ようやく今、東京や本州の大手企業の好業績に追いつこうとしている本道の景気回復の足取りに水を差しかねないところまで来ているものと認識しています。

そもそも、道は、人手不足の規模感なり所要数の全体感を、いずれかの時点で定量的に把握しているのか、伺うとともに、その把握した数値を推進方策の中でどう位置づけ、管理しているのか、あわせて伺います。

○田邊雇用労政課長 人手不足の状況把握についてでございますが、本道において、人口減少や少子・高齢化が進行する中、産業の担い手の不足や消費の減退が懸念されているところでございます。

このため、道では、北海道労働局や振興局を通じ、雇用・失業情勢や、地域における企業の雇用動向を把握することにより、本道における人手不足の状況の把握に努めているところでございます。

道といたしましては、これらの状況を踏まえ、働き方改革推進方策に基づき、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上の三つの柱により、ワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足の解消に向けて、各般の施策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 お聞きした人手不足の規模感や全体感の把握については、これまた明確なお答えがありませんでした。

構造的な課題として、全国平均を大きく上回るスピードで本道の人口が減少し、中でも生産年齢人口の減少が、総人口の減少スピードを上回って著しいという現実を、我々は取り組みの起点として忘れてはならないと考えます。

直近の国勢調査の結果によると、2010年から15年までの5年間で、本道においては12万4000人余りの人口が減少していますが、労働力人口の中核を担う、いわゆる生産年齢人口については、29万1000人余りの減少と、実に倍以上の減り方をしています。

そして、2年後の2020年には、さらに24万人近く減少し、その5年後の2025年時点での2010年対比の累計減少数は70万人以上に上るとというのが、道も北海道人口ビジョンの基礎に置いている国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計です。

北海道働き方改革推進方策が、少なくとも、平成31年度までの3カ年における本道の手不足

対策の司令塔的な方策であるならば、そうした見通しに対し、答えなり、何らかの対策、見通しを示すべきと考えます。所見をお伺いいたします。

○村木中委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 人手不足の解消に向けた取り組みについてでございますが、本道におきましては、生産年齢人口の減少が見込まれ、地域経済への影響が懸念されるとともに、全国に比べて年間総労働時間が長いなど、厳しい就業環境にあるところでございます。

こうした現状を踏まえまして、女性、若者などの多様な人材の活躍や、長時間労働の是正などの就業環境の改善、ICTの利活用などによる生産性の向上を三つの柱とする働き方改革推進方策を策定したところでございます。

これに加えて、本道におきましては、さまざまな業種で人手不足が顕在化をしてくれていることから、新たな庁内連携体制を整備し、全庁が一体となって、推進方策に基づく各種施策の総合的な展開を図り、人手不足の解消に向けた取り組みを効果的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○安住太伸委員 人手不足は誰の目にも明らかです。

では、方策に掲げる目標数値をクリアすれば、その解消が図られるのかとお聞きしても、答えはわからない、そもそも不足の規模感をどう把握しているのかと尋ねても、答えが返ってこない、しかし、皆さんが方策の前提に採用している国立社会保障・人口問題研究所の推計は、目前の2年先、5年先の、容易には埋めがたい生産年齢人口の急激な減少を示唆していると伺っても、その対策、見通しにつき、効果的に進めていくとしか答えがない、これでは、道民の不安が募るばかりです。

皆さんの取り組みが全て間違っているとは、決して言うつもりはありません。また、限られた予算と時間の中で、完璧な予測をすることなどを求める気もありません。

しかしながら、少なくとも、何らかの方法で、所要数の全体感、ゴールを把握し、今立っている位置からそこまで行くのに、どのような手段で、どのぐらい頑張ればいいのか、せめてそういったことも把握せずして、よくわからないけれども、とりあえずやってみるということでは、話にも何にもなりません。

エビデンスに基づいた行政運営を目指すというのは一体何ですか。これでは、そもそも、KPIを設定している意味自体の放棄に等しいではありませんか。この上は、執行責任者である知事に直接伺いたいと思いますので、委員長においては、取り扱いのほどよろしくお伺いいたします。

次に参ります。

先日、道北のある大手流通関連企業の経営者から話を伺う機会がありました。

その方いわく、そもそも、我々、道内企業の根本的な課題として、バリューを生み出す力が弱い、人口減少を背景とした全国的な人手不足の波の中にあって、結局、人は、特に若者は、少し

でも魅力的で、将来にわたって少しでも高い賃金が見込める企業へと流れていく、そんな中、自社の成長にとって欠かせない人手の確保に向けては、次々と新たなバリューを生み出すことができるような仕事のおもしろみや、そして、そのバリューをきちんと処遇で還元するといった経営姿勢を明示することでしか答えになり得ないという趣旨のお話でした。

非常にクリアで、かつ、核心をついたお話だったと強く共感した次第です。

翻って、本道における人手不足の解消に向け、目下、その司令塔的な方策となっている道の働き方改革推進方策では、そうした視点が必ずしも明らかではないのではないかと感じています。

とりわけ、生産性の向上で生み出した付加価値を処遇等で還元していくという、働く人の視点に立った経営サイドの動きを誘引する取り組みがとても弱いのではないのでしょうか。所見をお伺いいたします。

○村木中委員長 働き方改革推進室長土屋節子君。

○土屋働き方改革推進室長 企業経営者への働きかけについてであります。企業等において働き方改革に取り組むに当たっては、経営トップが、働き方改革を進めるという強い意志を持ち、明確なメッセージを社内に発信して、取り組みを促すことが重要と認識しております。

道では、企業経営者等を対象としたセミナーを開催するとともに、ほっかいどう働き方改革支援センターによる相談対応、人手不足が課題となっている業種の改革プランの作成、普及など、さまざまな施策を推進してきたところであります。

また、新年度におきましては、就業環境の改善、多様な人材の活躍など、企業の優良事例の発掘や普及、ICTの利活用などによる生産性の向上に向けた支援を実施するほか、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上させる設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する国の助成金の周知を積極的に行うなどして、企業経営者の働き方改革への動機づけを行い、多くの企業において働き方改革が進むよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○安住太伸委員 究極的に、働き方改革の成否は、ある意味、取り組みの果実として得られた企業利潤を働く人に還元することをもって、個人消費支出を喚起し、経済全体の持続的な成長につなげていくという、成長と分配の好循環の実現に大きくかかっていると看做しても過言ではありません。

なぜならば、そうした成長見通しが持てない社会や企業には、そもそも人が集まらないし、また、ワーク・ライフ・バランスの実現に欠かせない資力を稼ぎ出すこと自体もかなわないからです。

その意味で、ただいまのお答えからは、事の重大さに比して、なし遂げる上での覚悟や気迫がまだまだ感じられないと指摘せざるを得ません。知事に直接伺いたいので、委員長においては、取り扱いのほどよろしく願いいたします。

次に、方策の目指す姿に掲げられている、企業の持続的発展や成長力の源泉となる新たな付加価値を生み出す力、生産性の向上を実現する力の発揮について伺います。

思うに、それは、単にこの推進方策期間中の、主に企業や産業人育成機関向けの3年間の取り

組みだけで果たせるものではありません。

先ほどの人口推計からも明らかなおおり、このまま手をこまねいては、所要数に対して大幅な不足が見込まれることになってしまう労働力の需給バランスを前提とする限り、一つには、今後、劇的な付加価値生産性の向上が絶対に欠かせないのではないのでしょうか。

すなわち、それは、単なる効率化や省力化の範疇を大きく超えた、革命的とも言える取り組みが求められているということであり、今そのスタートを切らなければ、手おくれになる位置に我々は立っていると考えます。

この点で、国も、2020年までの3年間を生産性革命・集中投資期間と位置づけ、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員するとうたい、国レベルでの生産性を、2015年までの5年間の平均値から倍増させ、年に2%の向上を目指すとし示しています。

それでなくても、全国平均の生産性との比較で大きく見劣りする本道では、少なくとも、国の動きにおくれのないような目標値を示し、それを実現する手だてをあわせて早急に打つことが必須と考えますが、所見をお伺いいたします。

○村木中委員長 経済企画課長仲野克彦君。

○仲野経済企画課長 本道産業の生産性などについてでございますが、人口減少社会におきまして、産業の担い手不足や消費の縮小による地域経済への影響が懸念される中、道内企業が持続的に発展していくためには、新商品、新サービスの開発や、販路開拓など、付加価値の向上を初め、省力化機械の導入などによる効率性の向上を図り、企業の生産性を高めていくことが重要でございます。

道では、これまで、中小企業診断士などの専門家と連携した、きめ細かな経営指導や、伴走型スキルアップ支援など、本道企業の経営改善などに取り組んできておりますほか、新年度には、企業におきまして、ICT技術のさらなる利活用により、売り上げの増加や業務の効率化を図られるよう、商工団体など地域支援機関の職員のスキルアップ研修や、経営者、従業員に対する個別研修を実施することとしておりまして、今後とも、地域経済の現状や課題の把握、分析に努め、国の施策の活用はもとより、関係機関とも密接に連携しながら、本道企業の生産性向上に資する各般の施策を積極的に展開してまいります。

以上でございます。

○安住太伸委員 前述のとおり、生産性の向上で人手不足を解消するためには、時に、破壊的と表現されるような、革命的、劇的なイノベーションが起こらない限り困難なのは、火を見るよりも明らかです。すなわち、それは、政府が唱えるとおおり、付加価値生産性を倍増以上に飛躍的に伸ばすことで、初めて達成し得るものです。

しかしながら、現場では、そうしたイノベーションが起こるのを、今か今かと、ただじっと待っているわけにはいかないのです。まさに今、現場で起こっているのは、人手不足が深刻な業界を中心に、外国からの来道者を実質的な労働力として受け入れようという動きです。

この点で、道では、具体的に外国人労働者の受け入れ実態をどのように把握しているのか、伺

います。

また、そうした外国人労働者の受け入れ環境の整備にかかわり、道は、どのような課題認識を持ち、その課題の解決に向け、どのような対策を打っているのか、あわせてお伺いいたします。

○村木中委員長 就業支援担当課長千葉公志君。

○千葉就業支援担当課長 外国人労働者の就労支援についてでございますが、本道において、昨年10月末時点で、外国人労働者として届け出のあった者の数は1万7756人で、そのうち、技能実習生が約48%に当たる8553人、次いで、専門技術分野の在留資格による者が約18%の3273人となっております。

道としましては、グローバル化の進展や来道外国人観光客が増加している状況の中、国際的視野や、高度な専門知識、技能を有する外国人留学生等に道内で活躍していただくことが今後ますます重要と考えているところでございます。

このため、外国人留学生等の道内就職の促進に向け、ジョブカフェにおきまして、セミナーやカウンセリング等を実施しており、今後とも、大学、商工団体などの関係機関と連携して、外国人留学生等の就業支援などに取り組んでまいります。

以上です。

○安住太伸委員 いろいろとお聞きしてまいりました。

働き方改革の推進にかかわり、イノベーションを実現する上でも、外国人労働者の受け入れを円滑に進める上でも、鍵を握るのは教育にほかなりません。

この点で、道教委では、どちらかというところ、学校における教職員の皆さんの時短、ワーク・ライフ・バランスの改善に向けた取り組みに力点が置かれているようです。それが悪いということではありません。とても大事なことです。

しかしながら、お聞きしてきたような生産性の向上や、異文化との適切なコミュニケーションを通じた地域内での共生を実現するための教育そのものの変化は、今の推進方策に必ずしも明確に位置づけられていないのではないのでしょうか。所見をお伺いいたします。

○村木中委員長 経済部長阿部啓二君。

○阿部経済部長 働き方改革推進方策についてでございますが、子どもや若者の社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度の育成を目標とするキャリア教育の推進は重要であるというふうに認識いたしております。

このため、道におきましては、推進方策の柱である、多様な人材の活躍におきまして、学校におけるキャリア教育の充実を、取り組みの方向性の一つとして位置づけ、小中学生向けのものづくり体験会の開催や、ジョブカフェにおける、高校や大学での職業ガイダンスの実施など、職業観、勤労観の形成を図るための取り組みを行っているところでございます。

今後とも、庁内の関係部局で構成する働き方改革推進プロジェクトチームなどを活用いたしまして、庁内連携のもと、キャリア教育を推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 働き方改革推進方策にかかわり、キャリア教育の推進について部長からお答えがありました。とても重要な認識をお示しいただいたと受けとめてはおります。

しかし、事態は、そのレベルを超えた、より抜本的で強力な対策を強く求めていると思えてなりません。政府ですら、なりふり構わず必死の形相で、考えられる限りの政策を総動員し、あらゆる手だてを講じて、この3年間で、働き方改革の実現にもつながる人づくり革命と生産性革命に取り組んでいくと言っているのです。

その一方で、総理みずからが議長となって、労使双方のトップに加え、有識者が集まり立ち上げられて、今日に至っているのが働き方改革実現会議です。

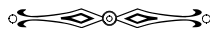
いわんや、道において今後新たに立ち上げられる庁内連携組織は、知事自身を先頭に、働き方改革にかかわるあらゆる政策のあり方レベルでの協議、決定につき、教育委員会も巻き込んで進めることができるものでなければ、全く意味がないと考えます。知事に直接伺いたいので、委員長においては、よろしく取り扱いをお願いいたします。

以上で終わります。

○村木中委員長 安住委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩



午後1時4分開議

○川澄宗之介副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

野原薫さん。

○野原薫委員 お疲れさまでございます。

私は、経済状況の把握などについての1点を簡潔に質問しますので、簡潔な答弁をお願いしたい、このように思います。

本年1月22日に閣議決定された「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、日本経済は、アベノミクスの推進によって、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかに改善しているとされており、その要因としては、海外の経済が回復する中で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費、民間設備投資が持ち直すなど、民需が改善しつつあると言われております。

一方、北海道の景気につきましては、先月発表された内閣府の地域経済動向でも、景況判断が引き上げられたところであります。こうした道内の経済状況を的確に把握することは、道がさまざまな経済施策を展開する上で非常に重要であると考えます。

そこで、本道の産業や経済の状況把握などに関し、以下伺ってまいります。

最初に、本道産業の状況についてでございますが、本道産業の総生産額、いわゆるGDPは、

【第3分科会 3月15日 第4号】

産業別に見るとどのような状況になっているのか、これまでの推移も含めてお尋ねをします。

○川澄宗之介副委員長 経済調査担当課長佐川泰隆さん。

○佐川経済調査担当課長 本道産業の総生産の状況などについてであります、平成22年度と平成26年度で比較いたしますと、18兆1656億円から18兆4846億円へと1.8%増加しております。

産業別に見ますと、第1次産業は、6796億円から7493億円へと10.3%の増加、第2次産業は、2兆9163億円から3兆1258億円へと7.2%の増加、第3次産業につきましては、14兆5632億円から14兆6071億円へと0.3%の増加となっているところでございます。

平成26年度について、産業別に全国と比較しますと、第1次産業は、全国の1.2%に対して4.1%、第3次産業は、全国の73.3%に対して79.0%と、全国の割合よりも高くなっておりまして、第2次産業は、全国の24.7%に対して16.9%と、全国よりも低くなっているところでございます。

なお、平成26年度の就業者1人当たりの総生産は、第1次産業は442万円、第3次産業は811万円と、全国より高くなってございますが、第2次産業につきましては740万円と、全国の799万円の92.5%にとどまる状況となっております。

以上です。

○野原薫委員 次に、第2次産業に係る認識についてお尋ねしたいと思います。

今、本道産業の分野別の総生産額などについて答弁をいただきましたが、1次産業と3次産業が占める割合が全国より高くなっておりまして、第2次産業の就業者1人当たりの総生産額は、全国が799万円に対し、北海道は740万円と低くなっております。この要因についてどのように認識しているのか、伺います。

○佐川経済調査担当課長 第2次産業の就業者1人当たりの総生産についてでございますが、第2次産業は、主に製造業と建設業で構成されておりますが、このうち、総生産に占める割合が高い製造業を見ますと、全国の923万円に対し、本道は801万円であり、全国に比べて低くなっているところでございます。

工業統計によりますと、従業者1人当たりの付加価値額が高い輸送用機械器具製造業の割合が全国に比べて低く、付加価値額が低い食料品製造業の割合が高くなっておりまして、このことが、第2次産業の就業者1人当たりの総生産が低くなっている主な要因と考えられるところであります。

○野原薫委員 次に、道内の景気判断についてお尋ねをします。

道は、2月26日に発表した最近の経済動向の中で、本道の景気について、「緩やかに持ち直している」という表現から、「持ち直している」へと上方修正をしています。

道内の総生産に関する状況把握が平成26年度までとなっている中で、最近の景気判断を変更するに至った背景や理由、根拠などについて伺います。

○川澄宗之介副委員長 経済企画局長佐藤靖史さん。

○佐藤経済企画局長 景気判断についてでございますが、国民経済計算の推計方法に準拠した道

内の総生産は、推計の基礎となる国等のデータや関係する指標の通知まで1年以上を要し、道民経済計算の推計は約2年後となることから、現時点での最新情報は平成26年度推計となっているため、直近の景気の状態につきましては、北海道経産局や北海道労働局などが毎月公表している最新のデータをもとに、判断を行っております。

昨年12月の経済指標を中心に、直近の経済動向を見ると、生産活動が、農業機械や電子部品などの好調により大きく伸びたほか、百貨店、スーパー、コンビニ、大型量販店の販売額などの個人消費が順調に回復しつつあるところです。

さらには、来道者数が堅調に推移し、雇用についても、有効求人倍率などが改善していることから、本道の景気については、「緩やかに持ち直している」から判断を上方修正し、「持ち直している」としたところでございます。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、経済状況等の調査方法についてお尋ねをします。

ただいま、全道の景気判断の理由などについて伺いましたが、本道は、地域によって、人口も産業も異なっていることは御存じのことだと思います。道内の経済や景気の詳細などをきめ細かく把握するためには、統計資料のような数値化された情報だけでなく、地域の特性を踏まえた情報も求められると思います。

そのためには、例えば、地域の経営者の生の声に耳を傾けることなどが重要になると考えますけれども、経済部では、そうした地域経済の実情に関する情報をどのような方法で把握しているのか、伺います。

○佐川経済調査担当課長 地域経済の状況把握についてであります。道では、道内企業を取り巻く環境や経営動向を把握するために、四半期ごとに、1000社の企業経営者を対象とした意識調査や、15の業界団体に対して動向調査を行っているほか、地元の実情に精通している道内の20の信用金庫の協力を得まして、地域の景気の状態等を把握、公表してございます。

さらに、道内の経済動向について担当する日銀札幌支店や、北海道経産局、北海道財務局と、景気判断に用いている経済指標、判断基準などの情報交換を随時行っていますほか、経済部の関係課や振興局による企業訪問の実施結果、水産物の水揚げなどの地域の特色ある指標の状況について、毎月開催しているテレビ会議を通じて情報共有を図るなど、さまざまな手法により、地域経済の状況の把握に努めているところでございます。

○野原薫委員 それでは、5問目として、最後の質問になりますけれども、今後の取り組みについて伺いをします。

道がこれまで行ってきた経済状況の把握の方法などについて今伺いましたが、道が先日発表した、行財政運営方針の後半期の取り組みの中で、エビデンス、つまり、客観的な事実や証拠に基づく政策展開の推進が、新たな推進項目として位置づけられました。

今後は、経済状況等に関する基礎的な事実をしっかりと確認しながら、タイムリーで効果的な経済施策を展開することが求められます。

このたび道が打ち出した新たな方針を踏まえ、どのように経済状況等の把握を行い、今後の施策展開に役立てていく考えなのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 経済部長阿部啓二さん。

○阿部経済部長 今後の本道産業の振興についてでございますが、人口減少に直面する本道経済が将来にわたり持続的に成長していくためには、企業の付加価値と効率性の向上による競争力の強化が必要であり、新たな商品、サービスの開発や市場開拓による売上げの増加、人材育成などを通じ、地域経済の活性化を図ることが重要であるというふうに認識いたしております。

道では、これまで、産業振興施策の検討に当たりましては、国が公表する統計や、道が行う企業ヒアリング等の調査により、現状や課題を把握、分析してきているところでございます。

近年、エビデンスに基づく政策立案が求められる中で、より一層、データの重要性が高まっております。道といたしましては、今後、地域経済の動向をきめ細かく把握するとともに、国の動きも参考に、庁内の関係各部とも十分連携しながら、データのさらなる利活用について研究するなどいたしまして、より効果的な施策の展開に努め、力強い本道経済の実現につなげてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○野原薫委員 今、5問についてお尋ねをしました。

冒頭にも申し上げましたとおり、経済状況の的確な把握は、さまざまな施策を展開する上でのベースとなるものでございます。

これまでもしっかりやっていたいただいているとは思いますが、引き続き、詳細で正しい状況を把握していただいて、それを施策に反映していただくよう、お願いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○川澄宗之介副委員長 野原委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

安藤邦夫さん。

○安藤邦夫委員 それでは、通告に従いまして、以下伺ってまいります。

まず初めに、苫東地域の開発についてであります。

苫東地域は、本道の外貿コンテナの約7割を担う苫小牧港東港区を有しておりまして、さらに、新千歳空港に近接しているなど、立地環境にすぐれており、また、広大でフラットな用地ということで、リスク分散を図る意味からも非常に重要な地域であり、将来、さまざまな役割が期待されるエリアであると考えます。

苫東地域は、平成7年に国が策定した苫小牧東部開発新計画におきまして、日本経済の成長に寄与する国家的事業として、また、本道の経済構造の高度化を促進する先導的事业として位置づけられ、開発が進められてまいりました。

この苫東新計画を着実に推進するためには、関係機関が一体となって、開発の核となるプロジェクトの導入や企業誘致に取り組むことが重要だと考えます。

そこで、苫東開発のこれまでの取り組みや今後の取り組みについて、以下伺ってまいります。

まず、道は、現在、苫東新計画の効果的な推進を図るため、どのような目標を掲げ、どのような体制で取り組んでいるのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 苫東・石狩担当課長坂上宏志さん。

○坂上苫東・石狩担当課長 計画の推進体制などについてであります。平成7年に国が策定した苫東新計画は、苫東開発に係る施策を総合的、計画的に展開するため、2020年代における全体構想を明らかにしたものであり、産業関連等用地として5500ヘクタールの開発を目指すこととしております。

また、苫東開発を効果的に推進するため、おおむね10年間を計画期間とする「新計画の進め方」を策定し、段階的な開発の方向づけを行うとともに、国や道、株式会社苫東などの関係機関で構成する苫東推進担当者会議におきまして、それぞれの役割分担を踏まえ、開発規模やプロジェクトの導入、企業誘致などについて合意形成を図りながら進めてきたところでございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 現在、平成21年度からおおむね10年間を目標とした、2回目の段階計画に当たる第2期「進め方」に基づいて、計画が推進されております。

この第2期「進め方」も目標年次に近づいてきておりますけれども、これまで、どのような成果があったのか、伺います。

○坂上苫東・石狩担当課長 第2期「進め方」の成果についてであります。平成20年に策定された第2期「進め方」におきましては、自動車関連やリサイクル分野などで重点的に企業誘致を進めることとし、開発可能規模として2250ヘクタールを設定したところでございます。

第2期「進め方」の策定以降、重点分野に掲げた自動車部品工場やリサイクル関連産業などの立地も進み、さらに、近年では、植物工場やメガソーラーの立地が進むなど、分譲と長期賃貸を合わせた進捗率は約65%となっております。

○安藤邦夫委員 第2期「進め方」がおおむね10年間の計画だといいますと、そろそろ次期計画の策定時期だと考えます。

次期計画の策定に向けた検討状況について伺います。

○坂上苫東・石狩担当課長 次期「進め方」についてであります。現行の第2期「進め方」が策定されて以降、9年が経過したことから、国におきましては、新年度に、経済社会の変化などを踏まえ、次期「進め方」の策定に着手するとしてございまして、今後、第2期「進め方」の策定後のフォローアップを行うとともに、次期「進め方」の段階的な開発の方向性について、検討が進められるものと承知しております。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 先ほど、国と道、それから地元・苫小牧市、政策投資銀行などを含めた苫東推進担当者会議のメンバーによる役割分担を踏まえて、開発規模や取り組むべきプロジェクトなどについて合意形成を図りながら進めてきたとの答弁がありましたけれども、こうした国家的プロ

【第3分科会 3月15日 第4号】

プロジェクトを進めるためには、絵に描いた餅にならないよう、国と地元が共通認識を持ちながら進めていくことが極めて重要と考えます。

次期「進め方」の策定に向けて、道として、関係者の合意形成を図るため、どのような役割を担う考えなのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 産業振興局長野村聡さん。

○野村産業振興局長 道の役割についてでございますが、道では、これまで、苫東地域の開発の円滑な推進を図るため、苫東地域のPRや企業誘致などに取り組みますとともに、地元の関係機関で構成する協議会の事務局として、関係機関相互の連携を密にし、開発の進め方に対する地元意見の取りまとめや、基盤整備、プロジェクトの導入に関する国への要望などを行ってきたところでございます。

道といたしましては、次期「進め方」の策定に当たっては、国や地元関係機関と連携を密にし、しっかりとした議論のもとに、開発目標、具体的な展開方向などについて合意形成が図られるよう、国に働きかけてまいる考えでございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 国は、経済社会の変化を踏まえて、次期「進め方」を策定するとのことですが、道としては、苫東地域における最近の立地動向などについてどのように認識しているのでしょうか、伺います。

○野村産業振興局長 立地動向などに対する認識についてでございますが、苫東地域におきましては、近年、現行の第2期「進め方」では想定していなかった植物工場、そば製粉工場などの食関連企業や、メガソーラーなどの立地が進んでおりますほか、昨年設立された北海道フードロジスティクス・イノベーション推進協議会による、苫東地域を拠点に、道産食品の輸出拡大を目指した取り組みが始まったところでございます。

道といたしましては、こうした状況を踏まえ、これまでの自動車関連産業などの誘致に加え、新千歳空港や苫小牧港に近接しているという物流面での優位性や、自然災害のリスクが少なく、平たんで広大な用地を有する利点を生かすことができる食関連産業やエネルギー関連産業の立地促進に努める必要がある、このように認識しているところでございます。

○安藤邦夫委員 次期「進め方」は国が策定する計画であることは承知しておりますけれども、道として、苫東地域の最近の立地動向や、これまでの開発状況を踏まえまして、新たなプロジェクトの提案も含め、今後、どのように対応されていく考えなのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 経済部長阿部啓二さん。

○阿部経済部長 今後の対応についてであります。苫東地域の開発は、苫東開発新計画において国家的事業として位置づけられており、国において、公的プロジェクトの導入を推進することが必要であるというふうに考えております。

このため、道といたしましては、食の国際物流拠点の形成に向けた取り組みや、自動走行に係る大規模実証試験場の誘致など、苫東地域のポテンシャルを生かした取り組みについて、具体的

な提案を行うとともに、これらが次期「進め方」においてしっかりと位置づけられ、苫東地域の開発が推進されるよう努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 ただいま、部長から御答弁いただきました。確かに、苫東の開発は国家的事業であるかもしれませんが、道として、具体的な提案を行うなど、積極的に対応されることを御期待申し上げておきたいと思えます。

それでは次に、産業振興条例等の見直しについてであります。

ただいまは苫東の状況を伺いましたが、全道的に見ましても、人手不足が深刻になっていると考えております。

苫東に限らず、全道各地で自立型経済構造への転換を図るためには、さらに効果的な企業立地や、中小企業の競争力の強化に向けた取り組みを進める必要があると考えます。

道は、平成20年に施行された、いわゆる産業振興条例に基づき、企業立地の促進等に係る施策を展開しておりますけれども、この間、国内外の景気・経済情勢や雇用情勢などが大きく変化しているにもかかわらず、これらに対応した十分な見直しが行われていないのではないのでしょうか。

最近の社会経済情勢の変化を勘案して、例えば、人手不足対策や女性の社会参加の促進などの視点を初め、観光事業等に対する支援など、抜本的な見直しを行うべきと考えているわけであります。

そこで、以下伺ってまいります。

まず、人手不足は企業立地の障害となっております、道として、人材確保対策に積極的に取り組む必要があるものと考えます。

こうした中、民間では、さまざまな工夫が見られます。例えば、トヨタ北海道では、国の企業主導型保育事業を活用いたしまして、事業内保育所を整備しております。

道としても、こうした保育所など、従業員の確保に資する福利厚生施設の整備に対して支援すべきと考えます。所見を伺います。

また、地域で企業立地や本社移転をしようとしても、地元で補助要件に合致するような雇用を確保できないといった声もございしますが、こうした声にどのように対応するのか、あわせて伺います。

○川澄宗之介副委員長 立地担当課長北村英士さん。

○北村立地担当課長 企業立地に対する支援の見直しについてであります。企業における人手不足が全国的にも深刻化している状況を踏まえ、道では、従業員の確保に苦慮し、地方への移転を検討する企業のニーズなどを勘案して、このたびの産業振興条例の施行規則の改正においては、地方への本社機能の移転に係る助成期間を1年から3年に延長し、支援を拡大するとともに、補助要件について、雇用増の要件の30人を20人に緩和したほか、従業員の確保に資する企業の福利厚生施設の整備についても、立地に係る支援の対象とすることとしたところであります。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 ただいまの御答弁の中で、福利厚生施設の整備についても、立地に係る支援の対象とすることとしたという答弁がございましたけれども、保育所の整備についても、この支援の対象に含まれるのでしょうか、伺います。

○野村産業振興局長 企業立地に関する支援についてでございますが、このたびの立地に係る支援の見直しにつきましては、現在の人手不足の状況から、女性や育児世代の方々などの就業拡大が重要と考え、そうした従業員の確保に資する福利厚生施設の整備への支援を拡充することとして、その対象となる施設に保育所を含めることとしたところでございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 それでは、次に移りますが、中小企業の競争力の強化について伺います。

道外からの立地企業に限らず、道内の中小企業も、人手不足、働き方改革、生産性向上などへの対応に苦慮していると思います。

こうした課題の解決に向けまして、中小企業の競争力を強化するために、道はどのように対応するのか、伺います。

○野村産業振興局長 中小企業の競争力の強化についてでございますが、経済の活性化に向けましては、企業立地の促進とあわせて、道内の中小企業が、付加価値の高い製品づくりや生産の効率化、人材育成といった取り組みを一層進めていくことが重要と認識してございます。

そのため、道では、これまで、産業振興条例に基づき、新製品開発や国内外への販路の拡大、専門家の招聘による生産現場の改善といった支援策を講じてきたところでございますが、道内の中小企業が、人手不足や生産性向上といった課題に直面している現状も踏まえまして、テレワークの導入に取り組む企業を支援する事業を追加することとしたほか、専門家の招聘や従業員の派遣研修に係る利用要件を緩和するなど、助成措置の拡充を行い、本道の中小企業の競争力の一層の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 地域の産業を盛り上げるためには、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、企業立地や中小企業支援に取り組んでいくことが必要と考えます。

新年度、道として、企業支援をどのように見直して取り組んでいかれるのか、伺います。

○阿部経済部長 本道経済の活性化に向けた企業への支援についてでございますが、公共依存が高く、製造業の比率が低い本道において、力強い経済を確立するためには、企業立地と道内企業の競争力の強化の取り組みをあわせて行っていくことが重要であるというふうに考えております。

このため、道では、企業立地や競争力強化関連の施策を見直すこととしておりまして、新年度からは、従前からの自動車産業や医療機器関連に加えて、航空機関連、高機能素材など、成長性が高い産業分野の集積促進に努めますほか、公設試験研究機関の技術支援や、産業支援機関、業界団体のネットワークを活用した支援を通じて、産業機械分野への参入を促進していくことにし

ているところでございます。

また、人手不足など、製造現場の諸課題に対応するため、経営の効率化や生産性の向上、人材育成に向けた支援も拡充することとしておりまして、道といたしましては、こうした新たな支援制度を最大限活用して、本道経済の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 最後に、生産性革命法案についてでございます。

我が国の経済は回復基調が続く、本道の最近の経済動向を見ましても、持ち直しの動きが続いております。こうした勢いはぜひとも持続していかなければなりません。

一方で、地域の中小企業の皆様方からは、仕事はあるけれども、人手が足りない、機械化しようにも設備投資の資金がないといった声も聞かれるところでもあります。

本道経済の発展のためには、経済の屋台骨を支える中小企業への対応が極めて重要と考えます。

このような中、国は、中小企業の実績向上を後押しする生産性向上特別措置法、いわゆる生産性革命法を、現在、国会に提案しております。

そこで、この法案の概要と、道はこの法案についてどのように受けとめているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 経済企画課長仲野克彦さん。

○仲野経済企画課長 生産性革命法案などについてでございますが、国では、昨年12月に取りまとめた新しい経済政策パッケージにおいて、世界に先駆けて生産性革命を実現することとしており、この法案は、AI、IoT等の革新的な技術やビジネスモデルによる生産性向上に向けた施策を集中的かつ一体的に講じることで、我が国の産業の実績向上を実現しようとするものであります。

具体的には、市町村の認定を受けた中小企業の実績向上の導入に係る固定資産税の減免、データを収集、活用するセンサーやロボットを導入する企業への税制上の優遇措置のほか、既存の規制にとらわれることなく、新しい技術等の社会実証を行う規制のサンドボックス制度の創設が盛り込まれているものと承知しております。

道といたしましては、この法案などによる支援策が効果的に活用されることで、中小企業の実績向上につながることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 国におきましては、中小企業の実績向上の強化に向けて、生産性革命に集中的に取り組むこととしておりますけれども、本道におきましては、全国を上回るスピードで少子・高齢化が進んでおり、道内企業の実績向上は、国以上に喫緊の課題であると考えます。

そういった意味では、国任せではなくて、道としても、中小企業の実績向上を支援していく必要があると考えますけれども、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○阿部経済部長 今後の取り組みについてでございますが、本道では、人口減少問題に直面する

中、人手不足の一層の深刻化や消費の縮小など、地域経済への影響が懸念されておりまして、特に、経営体質が脆弱な中小企業にとっては、付加価値の向上、業務の効率化や省力化といった生産性の向上が重要であるというふうに認識をいたしております。

道では、新たに、企業の売り上げ増加や業務の効率化を図るため、ICTのさらなる利活用を促進するとともに、工業試験場に、寒冷な環境に対応したIoT機器などの開発を支援する施設等を整備するほか、引き続き、自動走行の社会実証事業の誘致や、AI、IoTといった先端技術の普及に取り組むなど、各般の施策を展開することとしており、地域経済と雇用を支える中小企業が持続的に成長していけるよう、国の施策の周知や活用を図り、生産性の向上に向けた取り組みを積極的に進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 ただいま、部長から、生産性の向上に向けた取り組みを積極的に進めるとの力強い御答弁がありました。御期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○川澄宗之介副委員長 安藤委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

稲村久男さん。

○稲村久男委員 私からは、奈井江発電所の休止についてお伺いをしてまいりたいと思います。

北海道電力は、2月23日に、電源開発計画の中で、平成31年3月をもって奈井江発電所を休止することを発表したわけであります。

奈井江発電所は、昭和43年の運転開始以来、主力電源の一つとして、道内の安定的な電力供給を支え続けるとともに、空知地域の経済や雇用に大きく貢献してきており、私としても、休止による影響を懸念しているところでありますので、北海道電力や道の取り組みについて、以下、数点にわたってお伺いをしていきたいと思っております。

北海道電力は、泊発電所が停止する中、火力発電所をフル稼働するなどして、電力の安定供給に努めてきたと承知をしております。

奈井江発電所も、安定供給の一翼を担ってきたところでありますが、今回、なぜ休止することとなったのか、その理由や背景を道としてどのように把握されているのか、まずお伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 環境・エネルギー室参事水口伸生さん。

○水口環境・エネルギー室参事 奈井江発電所の休止についてでございますが、奈井江発電所は、北電が保有する火力発電所の中で最も古く、道内の電力の安定供給を支える電源の一つとして、設備の改修を行いながら、これまで運転を続けてきたところでございます。

北電によりますと、奈井江発電所については、老朽化が著しく、今後も安定的に運転を続けていくためには、大規模な設備の更新や改修工事を行うなど、多額の維持費が必要となることから、新たに建設している石狩湾新港のLNG発電所が平成31年2月に営業運転を開始するのに合わせ、奈井江発電所を同年3月に休止するとしたとのことでございます。

○**稲村久男委員** 報道等を見ますと、奈井江発電所では、年に70万トンもの石炭を使用しているわけでありまして、地元を支払われる燃料費は、少なく見積もっても70億円を超えと言われております。

これがなくなってしまうと、炭鉱経営は立ち行かなくなり、地域経済も冷え込んでしまうわけでありまして、火力発電所にかかわる事業者は、関連産業も含めて大変多いと聞いておりますが、休止後は、どのような人たちに影響が出るのか、お伺いをいたします。

○**川澄宗之介副委員長** 環境・エネルギー室参事岩田伸正さん。

○**岩田環境・エネルギー参事** 休止の影響についてでございますが、現在、奈井江発電所では、北電及びグループ会社1社の社員が約110名、その協力会社5社の社員が約50名、合計で約160名の社員が働いております。

また、そのほか、石炭を納入している採掘事業者やその協力企業、石炭運搬事業者など、多数の企業が関係しているところであり、北電では、地域経済に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮していくとしているところでございます。

○**稲村久男委員** 奈井江発電所では、主に、空知地域の露頭炭事業者が生産する石炭を使用しております、その運搬は地元の運送事業者が担っているわけでありまして。

休止後、露頭炭事業者への影響が最も懸念されますけれども、石炭の調達など、事業者等への対応についてお伺いをいたします。

○**岩田環境・エネルギー参事** 奈井江発電所の休止後の対応についてでございますが、現在、北電は、奈井江発電所においては採掘事業者の4社から、砂川発電所においてはほかの2社から石炭を調達しているところでございます。

休止後につきましては、砂川発電所において、採掘事業者の6社全てから石炭を調達することとしておりまして、採掘事業者等への影響を考慮して、影響緩和策を講ずることとし、休止後の納入量などにつきまして、周辺自治体の意見も踏まえ、採掘事業者と協議を重ねているものと承知しております。

○**稲村久男委員** 今の御答弁によりまして、北電は、露頭炭事業者に対して影響緩和策を講ずることとしたということでありまして、それはどのようなことなのか、お伺いをいたします。

○**岩田環境・エネルギー参事** 影響緩和策についてでございますが、北電では、平成32年度まで、石炭の調達に関しまして、採掘事業者の6社と長期契約を締結しておりますが、奈井江発電所の休止後における国内炭の使用量減少に伴う炭鉱経営への影響を緩和するため、平成30年度から平成32年度までの3年間は、契約している数量よりも増量して調達することを検討しているところでございます。

○**稲村久男委員** 影響緩和策として、現行契約より増量して石炭を受け入れていただけることは、ありがたいことで、安堵しているところでありまして、依然、露頭炭事業者や関連事業者の方々の中には、いずれ砂川発電所もなくなるのではないかと、現行契約以降、石炭をどのく

らい受け入れてもらえるのかなど、不安の声があります。

また、火力発電所は、関連する事業者が非常に多く、とても裾野が広い事業であります。休止となった場合、地域に与える影響を懸念する声が私のところへも多く寄せられておりますが、この問題に対する道の認識と、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 経済部長阿部啓二さん。

○阿部経済部長 今後の対応についてであります。奈井江発電所は、昭和43年の運転開始以来、長年にわたり、主要な電源の一つとして、道内の電力の安定供給に貢献するとともに、道内炭を活用する火力発電所として、地域経済の発展にも大きな役割を果たしてきたところでございます。

同発電所には、採掘事業者やその協力企業、石炭運搬事業者など、多数の企業が関係しているところでございまして、道といたしましては、これまで、北電に対して、採掘事業者の要望等に耳を傾け、真摯に対応し、また、地域経済や雇用への影響に十分配慮するよう要請をしてきたところでございまして、引き続き、地元市町村等と連携しながら、適切に対応してまいる考えでございまして。

以上でございます。

○稲村久男委員 今、部長からも御答弁をいただきましたけれども、空知地域の露頭炭採掘事業者は、長きにわたり、奈井江、砂川の両発電所に、燃料である石炭を納入して、地元の雇用、さらには経済に大きく貢献してきたところであります。また、北海道のエネルギーの安定供給にも貢献をしてきました。

北電においては、奈井江発電所の休止後、平成32年度までは、砂川発電所に、今契約している石炭の調達数量より増量して受け入れるということでもあります。

しかし、平成33年度以降の調達数量が示されておらず、砂川発電所も運転開始から約40年が経過をしております。そのほとんどが中小企業である採掘事業者や運搬事業者などは、今後、砂川発電所が休止した場合、道内炭の受け入れ先がなくなってしまう、事業継続が困難になるという不安を常に抱えているわけでもあります。

また、採掘事業者は、鉱業法等によって、災害防止のため、採掘跡地の表土の埋め戻し、さらには植栽などが義務づけられておまして、それらに多額の費用がかかることから、採掘事業者は、将来を見据えて、身を削って復元準備金を今積み立てているところであります。

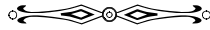
これらのことから、北電においては、採掘事業者が安定的に採炭事業を行えるよう、長期的展望に立って、平成33年度以降の石炭調達量をできるだけ早い時期に示す必要があり、また、奈井江発電所の休止による影響が採掘事業者等へ及ばないよう配慮する必要があると考えます。

今後とも、道においては、周辺自治体と連携を密にして、地域経済、さらには雇用に影響が出ないよう、しっかり北電に対して要請するなど、適切に対応するよう指摘いたしまして、私の質問を終わります。

○川澄宗之介副委員長 稲村委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩



午後2時12分開議

○村木中委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

佐野弘美君。

○佐野弘美委員 まず、民泊条例の施行に伴う道内観光等への影響についてです。

本道は、観光業をリーディング産業に位置づけ、インバウンドの増加を目指していますが、観光業を支える宿泊業は、価格競争にさらされ、経営や雇用、サービスの質を維持するために苦戦しています。安さや手軽さを売りにした民泊が解禁されれば、影響は避けられないと考え、以下伺います。

日本旅館協会北海道支部連合会の2016年度の調査によると、道内の宿泊施設における客室稼働率は、年間の平均で57.7%、最も低い根室、標津、川湯、摩周温泉で33.4%、最も高い定山溪の小金湯温泉でも9割に満たないことが示されており、民泊の解禁によって、一部では受け皿の役割を果たす一方で、多くで過剰供給になるのではないかと危惧します。

道として、宿泊業の経営状況、客室稼働率や来客数などについて把握しているのでしょうか、伺います。

○村木中委員長 観光局参事内藤智之君。

○内藤観光局参事 宿泊業の経営状況の把握についてでございますが、道では、観光庁が毎月実施しております宿泊旅行統計調査により、道内のシティーホテルや旅館など、タイプ別の客室稼働率の動向を把握いたしますとともに、日本旅館協会北海道支部連合会が、毎月、道内の主要な観光地の宿泊施設を対象に行っている調査により、宿泊人員や売上額の状況を把握しておりますほか、全道規模の宿泊業団体との意見交換などを通じて、本道の宿泊業の現状や課題の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 昨年、食と観光対策特別委員会で取り上げましたが、経済部が把握している宿泊業の雇用状況について、非正規雇用の比率と、平均年収、年間平均労働時間を正規と非正規の別で改めてお示しください。

○村木中委員長 雇用労政課長田邊弘一君。

○田邊雇用労政課長 宿泊業の雇用状況の把握についてでございますが、平成28年の毎月勤労統計調査によりますと、宿泊業、飲食サービス業のパートタイム労働者比率については71.4%、年間現金給与額については、一般労働者が約294万円、パートタイム労働者が約100万円、年間総実労働時間については、一般労働者が約2123時間、パートタイム労働者が約1067時間となっているところでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 道は、国の調査をもとに把握しているため、宿泊業、飲食サービス業と一くくりになってしまい、これでは、宿泊業の状況を正確につかむことはできないと思います。そこに、宿泊業を対象に行ったアンケート調査の意義があったと考えるところです。

この調査では、ほかの産業と比べても格段に非正規雇用の比率が高く、労働時間が長い、休みがとれない、人手不足など、労使双方の深刻な悩みが明らかにされたと考えますが、この調査の概要と成果、今後の取り組みについてお答えください。

○村木中委員長 働き方改革推進室長土屋節子君。

○土屋働き方改革推進室長 正社員化に向けた取り組みなどについてでございますが、道におきましては、昨年度、宿泊業における非正規雇用労働者の正社員化や処遇の改善に向けた実態調査などを行い、改善事例、取り組みの方向性を取りまとめ、セミナーの開催などにより、周知を図ったところでございます。

本年度は、この調査を踏まえまして、モデル企業2社を選定し、中小企業診断士や社会保険労務士などを企業に派遣して、従業員が複数の業務を担当するマルチタスク化といった業務の効率化や、短時間勤務制度といった多様な正社員制度の導入など、働き方改革を推進するための取り組みを実践してきたところでございます。

現在、この実践結果などをもとに、宿泊業における働き方改革を推進するための具体的な改善項目や手順などを標準化した改革プランを作成しているところであり、今後、業界団体と連携し、この改革プランの普及啓発などを行い、宿泊業における非正規雇用労働者の正社員化や処遇の改善に取り組んでまいります。

○佐野弘美委員 調査をもとに改善点を把握して改善するというこの取り組みは、とてもよいと思います。だからこそ、この事業のような宿泊業の状況を把握する取り組みを道として今後行うべきであることを指摘します。

以前、観光関係者との懇談の中で、価格競争にさらされ、適正価格に引き上げる苦勞をお聞きしました。民泊が解禁されれば、細やかで良質なサービスで北海道のよさを伝えるために努力している既存の宿泊業者の経営を圧迫するおそれがあると危惧します。

また、本道の観光業をリーディング産業として位置づけるのならば、雇用を守ることに重きを置いて、道としても、民泊による宿泊業の経営や雇用への影響について、調査、聞き取りにより実態を把握する必要があると考えるのですが、どのように取り組むおつもりか、伺います。

○内藤観光局参事 民泊による既存の宿泊業への影響についてであります。本道の宿泊業は、観光客の皆様へ満足度の高い本道観光を楽しんでいただくための受け入れ基盤として、重要な役割を担っているものの、従業員に関しては、非正規雇用の割合が高く、人手不足が顕在化しているなどの課題を抱えているものと承知しております。

こうした中、本年6月15日に民泊法が施行されることに伴い、既存の宿泊事業者の経営や雇用への影響について注視していく必要があると考えており、道といたしましては、宿泊業団体など

を通じまして、民泊法施行後の、既存のホテル、旅館の経営状況や人材の確保、定着等に関し、ヒアリング調査を行うなどして、民泊による影響の把握に努めてまいりたいと考えております。

○佐野弘美委員 ぜひ、民泊による影響の把握に努めていただきたいと思います。

民泊は、主に札幌市を中心に、地方の観光都市での営業も見込まれており、宿泊業の経営や雇用に少なからず影響するのではないのでしょうか。

観光業は、質の高いホスピタリティ、安全性の確保があってこそ、魅力や信頼につながるものです。

働く人が安心して働き続けられる雇用環境があってこそ、北海道観光の魅力が発揮されるという立場で、宿泊業の働き方改革を強力に推進すべきと考えますが、今後、どう取り組むお考えか、伺います。

○村木中委員長 経済部観光振興監木本晃君。

○木本経済部観光振興監 宿泊業における働き方改革についてでございますが、観光を本道のリーディング産業としていくためには、観光客を受け入れる宿泊業において、従業員の確保や職場定着を図り、質の高いサービスを提供していくことが重要と認識しております。

このため、道におきましては、宿泊事業者の経営環境の改善に資するよう、閑散期を対象としたプロモーションや旅行商品づくりなど、観光の通年化への取り組みを進めますとともに、学生、求職者を対象とした宿泊施設でのインターンシップや、観光従事者向けの接遇研修を実施するなど、人材の確保やサービスの向上に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後とも、宿泊業の活性化につながる観光需要の拡大に取り組むとともに、働き方改革の取り組みを示した改革プランを普及啓発するなどして、宿泊業における人材確保や就業環境の改善を図り、満足度の高い受け入れ環境の整備充実に努めてまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 北海道を支える観光業を守り育てる取り組みを強めていただきたいと思いますと申し上げます。

次に、ムスリム観光客への対応等について伺います。

世界じゅうでイスラム教徒は約16億人と言われ、近年、道内への観光客が増加していると承知していますが、宗教上の理由による、さまざまな配慮が求められます。

道は、新年度予算案でムスリムフレンドリー推進事業を新たに設け、イスラム圏の誘客強化に乗り出すとしていますが、ムスリム観光客の受け入れ環境が十分に整ってこそ、北海道観光を満喫していただけるものと考え、以下伺います。

ムスリムの方が日本を訪れて一番困ることは、礼拝と食事だと言われております。日本で食事をとろうにも、使われている食材がわからず、母国から缶詰を持ち込んでホテルで食べる方もいるとのことで、大変残念に思うところです。

こうした不安を払拭し、安心して本道での観光を楽しんでいただくための環境整備が必要と考えますが、道の認識を伺います。

○村木中委員長 観光局参事磯部政志君。

○磯部観光局参事 ムスリム観光客の受け入れに対する認識についてでございますが、平成27年に国が取りまとめました、インドネシアやマレーシアからのムスリム観光客の方々の不便、不満の声の中には、食べ物やその成分表示が不十分であること、利用できる飲食店や礼拝できる場所などの情報が少ないことが挙げられております。

本道における外国人観光客の拡大に向けましては、これまでのアジアを中心とした取り組みに加え、インドネシアを初めとする、ムスリムの比率が高い地域からの新たな誘致が重要と考えますことから、道といたしましては、こうした課題の解消に向け、新年度、ムスリムに対して可能な範囲での配慮、対応を行い、友好的に受け入れるといったムスリムフレンドリーの考え方の普及などに取り組むこととしたところでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 可能な範囲で対応できることがわかれば、ぐんと広がると思いますので、ぜひ広げていただきたいと思っております。

道は、外国人観光客の目標を2020年までに500万人と設定したと承知してはいますが、この数に見合う環境整備の目標はどのように設定しているのでしょうか。具体的には、礼拝所の増設、ハラール対応飲食店の増加等、目標設定は行っているのでしょうか、伺います。

○磯部観光局参事 受け入れ環境の整備についてでございますが、インドネシアやマレーシアといった、ムスリムの比率が高い地域からの観光客は、今後、大きな増加が期待されますものの、本道のホテルや飲食店、観光関連施設におきましては、現時点では、受け入れに向けた対応は十分とは言えない状況と認識しております。

道といたしましては、事業者が可能な範囲での配慮、工夫を行うことで、ムスリム観光客の方々に満足や安心感を与えることができると考えており、ムスリム観光客の受け入れは難しいとの印象を持つ事業者の方々に、いわゆるムスリムフレンドリーの考え方について理解をしていただきながら、ムスリム観光客の受け入れに意欲的に取り組む事業者の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 意欲的に取り組む事業者の拡大をまず目指すことは理解しますが、目標を定めて取り組みを強めることが必要と考えます。事業を進める中で、具体的な目標と展望を明らかにしていくよう求めたいと思っております。

道内で、ムスリムの方が誰でも利用できる礼拝所は何カ所設置されているのでしょうか。今後、ムスリム観光客の増加に伴い、礼拝所の不足が心配されますが、増加に向けて、どう取り組むのか、伺います。

○磯部観光局参事 礼拝場所についてでございますが、ムスリム対応が専門のコンサルタントが公表している情報によりますと、道内で、ムスリムの方々が利用できる専用の礼拝施設は23カ所と承知しております。

こうした礼拝施設を用意することは、ホテルや観光関連施設等にとって負担になるものと考え

られますが、一方で、ムスリムの方々からは、一定の時間、ホテルの部屋や会議室といったスペースを提供してもらうことでも礼拝は可能と言われており、道といたしましては、セミナー、ワークショップを通じて、礼拝に対する配慮や手法について観光関係者に理解を深めていただき、こうした礼拝場所を用意する施設の拡大に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 負担が少なくて用意ができるという理解が広がれば、どこへでも安心して出かけられると喜ばれることと思います。

ムスリムフレンドリー推進事業では、普及のためのセミナーの開催や情報のデータベース化、ガイドブックの配付などを予定していると承知しています。

本道を訪れるムスリムの方の多様なニーズを満たすための情報が圧倒的に不足していると考えます。それぞれにとって必要な情報にたどり着けることがまずは必要です。

ガイドブックのみならず、スマホのアプリやSNS等で必要な情報を一度に知ることができる仕組みが必要と考えますが、ワンストップで情報提供ができる仕組みをどのように構築するおつもりでしょうか、伺います。

○磯部観光局参事 ムスリム観光客への情報提供についてでございますが、ムスリムの方々は、宗教上、礼拝や食事といった面で守らなければならない戒律があり、これらに関する情報が不足した中で旅行することは、ストレスが大きいものと認識しております。

このため、道では、セミナーやワークショップを通じまして、ムスリムフレンドリーの考え方の普及に努め、ムスリム観光客の誘致に取り組む飲食店や観光施設の拡大を図りますとともに、こうした施設の情報などをデータベースとして取りまとめ、観光振興機構と連携しながら、海外向けのSNS等を通じた情報発信に取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 道内では、既に、ムスリム対応の飲食店マップを独自で作成するなど、民間の取り組みもあります。こうした取り組みと連携するなどして、情報発信の幅を広げるように求めておきます。

道では、セミナーやワークショップ等の開催のほかに、企業、飲食店等からの相談に対応する相談窓口の設置が必要と考えますが、道の認識を伺います。

また、ムスリム観光客向けの相談支援体制の整備が必要と考えますが、道の認識と今後の取り組みについてもお答えください。

○村木中委員長 国際観光担当局長近藤裕司君。

○近藤国際観光担当局長 窓口対応などについてでございますが、道といたしましては、ムスリム観光客の方々の不満、不便の解消に向け、新年度、道内の観光事業者向けに、ムスリムフレンドリーの考え方の普及に取り組み、ムスリム観光客の受け入れに対する理解を促進いたしますとともに、観光振興機構と連携しながら、観光事業者からの相談に対応してまいる考えでございます。

また、新千歳空港の国際観光案内所やJR札幌駅の北海道さっぽろ観光案内所を初め、各地域の観光案内所と連携しながら、的確な情報提供などに努め、ムスリム観光客の方々に道内を快適に旅行していただけるよう、対応してまいる考えでございます。

以上です。

○佐野弘美委員 各地で相談できる体制をいち早くつくっていただきたいと思います。

国では、インドネシア、マレーシアの旅行者、旅行会社からのヒアリングを行っているとは承知していますが、道も、独自に、当事者、関係団体等との懇談や意見交換を行う機会を設ける必要があると考えます。いかがでしょうか、伺います。

○磯部観光局参事 ムスリム観光客のニーズなどの把握についてでございますが、道では、観光振興機構と連携し、マレーシア、インドネシアでの旅行会社へのセールスコールや、現地におけるセミナーなどを開催し、これまで御意見を伺ってきたところでございます。

また、旅行会社やメディアなどを道内に招聘し、旅行者の立場で、本道の観光資源や受け入れ体制などについて意見交換を行う取り組みも進めております。

今後も、さまざまな機会を活用し、ムスリム観光客からの要望の把握に努めますとともに、道内の観光関係者等と連携しながら、受け入れ体制の充実や誘客の促進を図ってまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 道は誘致目標を掲げていますが、目標だけがひとり歩きし、体制整備がおざなりになることはあってはならないと考えます。

目標に見合った規模での取り組みが不可欠であります。今後、どのように取り組むお考えか、伺います。

○木本経済部観光振興監 受け入れ体制の整備などについてでございますが、外国人観光客を今後さらに拡大していくためには、アジアはもとより、世界じゅうからの誘客を進めますとともに、ムスリム観光客などの多様なニーズへの対応といった、さまざまな取り組みが重要でございます。

このため、道では、今年度、新しい北海道観光のくにづくり行動計画を策定し、戦略的な誘客活動による旅行市場の拡大を図りますとともに、国際的に質や満足度の高い観光地づくり、世界水準の受け入れ体制の整備充実に努めることとしております。

道といたしましては、今後とも、観光振興機構などと連携しながら、地域のDMOの形成促進や、幅広い事業者の参画による観光資源の磨き上げを図りながら、多言語対応の充実など、受け入れ体制の整備に取り組み、世界の方々が憧れる魅力ある観光地づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 ぜひ、観光立国推進基本法の理念である、住んでよし、訪れてよしの北海道の実現を目指して進めていただきたいと申し上げます。

最後に、カジノ誘致の対応等について伺います。

知事は、これまで、道内へのカジノ誘致については中立の態度を装ってきましたが、今定例会

の道政執行方針の中で、IRについて、本道の地域振興に資する制度設計となるよう国に要請すると、カジノ誘致に前向きともとれる姿勢を明らかにしました。

昨年第3回定例会で、世界最高水準のカジノ規制が緩められるおそれはないのかとただしましたが、知事は、国に対して必要な対策を求めると、国任せの答弁に終始してきました。

その後、なし崩しに規制が緩められており、看過できないことから、以下伺います。

報道によりますと、政府が検討している入場回数制限は、連続する7日間に3回、かつ、同28日間に10回までに制限するということですが、これが依存症対策と言えるのでしょうか、これで道民を守れると考えるのでしょうか、見解を伺います。

○村木中委員長 観光局参事沖野洋君。

○沖野観光局参事 IRにおけるカジノ規制についてでございますが、特定複合観光施設、いわゆるIRについては、一昨年12月に成立したIR推進法において、「依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。」などの附帯決議がなされたところでございます。

これを受け、国における、有識者で構成するIR推進会議では、昨年7月、入場回数の制限や、マイナンバーカードによる本人確認など、依存防止対策を盛り込んだ取りまとめがなされ、国においては、こうした附帯決議や取りまとめ結果を踏まえ、検討を進めているものと承知しております。

道としては、こうした規制等を含め、IRが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうか、引き続き、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 余りに国任せです。週に3回は、かなり頻繁で、既に依存症の域であると思うのですが、そうは考えないのでしょうか。これでは道民を守れないと国に言うべきではありませんか、伺います。

○沖野観光局参事 IRにおける入場回数制限についてでございますが、国におけるIR推進会議での取りまとめでは、カジノ施設への入場回数の制限について、依存防止の観点からは、顧客に対して、常態的にカジノ施設に入場できる環境をつくらないことが必要かつ効果的とされており、国においては、短期の回数制限を、連続する7日間に3回、長期の回数制限を、連続する28日間に10回とした制度設計案を、自民党及び公明党のIR検討プロジェクトチームに提示したと承知しております。

入場回数制限の設定に当たりましては、シンガポールなど他国の例を参考にした長期の回数制限に加え、他国では例がない短期の回数制限を設定したものと認識しており、道としては、依存症予防等に資する適切な入場回数制限が設定されるよう、引き続き、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 7日間で3回は既に依存症であると、まず指摘をします。

次ですが、入場料は1回に2000円と提案されており、高過ぎるとの意見も出ていると報道され

ています。

この金額で本当に利用抑制につながると考えますか、伺います。

○**沖野観光局参事** 入場料についてでございますが、IR推進会議の取りまとめでは、カジノ施設への入場料の水準について、「安易な入場抑止を図りつつ、日本人利用客等に過剰な負担とならないよう、金額を定めるべきである。」とされており、国においては、インターネットによるアンケートの結果や、他のアミューズメント施設の入場料などを参考に、入場料2000円を法定する制度設計案を、自民党及び公明党のIR検討プロジェクトチームに提示したと承知しております。

依存症対策としての入場料の効果について、科学的な知見は必ずしも確立していないとされておりますが、入場料を賦課することにより、カジノ施設への安易な入場を抑止できるなどのメリットがあるものと認識しており、道としては、依存症予防等に資する適切な入場料が設定されるよう、引き続き、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○**佐野弘美委員** 1回2000円という、映画を1本見る程度の金額では、入場を抑止する効果は全く期待できず、道民を守る設定であるとは到底言えないことを指摘します。

次に、道が行った海外事業者への意向調査の目的と概要について伺います。

○**沖野観光局参事** IR事業者に対する意向調査の目的などについてでございますが、国において、IRに係る検討が進んでいる状況に鑑み、今後、道として、IR誘致について検討を行っていく際の参考とするため、実績がある海外のIR事業者に対し、北海道での事業展開についての考え方などを確認したものでございます。

本調査においては、日本でのIRに関心があると考えられる34者に照会したところ、11者から回答をいただき、道内でIR開発の検討対象としている地域に関する考え方や、開発のコンセプトなどについて、提案を受けたところでございます。

以上でございます。

○**佐野弘美委員** 道民的な議論を置き去りにして、道民の頭越しに、海外事業者に対してお伺いを立てるのは違うのではありませんか。道民にどう説明するのでしょうか。

○**沖野観光局参事** 意向調査の必要性についてでございますが、IRに関しては、IR実施法案の内容など、具体的な国の考え方が明らかになっていないことなどから、その導入について判断できる状況にはないものと認識しております。

道としては、IR誘致の判断を行う際には、あらかじめ、道内でのIR開発に関する海外のIR事業者の関心の度合いや、対象地域に関する考え方などについて把握しておくことが重要と考え、国の動きに適切に対応できるよう、調査を実施したところでございます。

以上でございます。

○**佐野弘美委員** IRの導入を判断できないとしながら、道民ではなく、海外事業者の意向を調査するのはやはりおかしいと言わざるを得ません。

苫小牧では、カジノ誘致に反対する苫小牧市民の会が、1万筆を超える署名を集めて、カジノ誘致に反対する運動を続けています。

また、一昨日も、子どもにかかわる道内の6団体から要請があったとのこと。

こうした道民の声にこそ、真摯に耳を傾けるべきではありませんか。

○沖野観光局参事 IR誘致に関する道民の意見についてでございますが、IRについては、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声など、さまざまな意見があるものと認識しており、道では、今年度、道内各地でセミナーを開催し、国が進めようとしている日本型IRの動向や依存症対策などに関し、幅広い情報提供を行っているほか、苫小牧市においても、IRについての市民セミナーを複数回開催し、それぞれに質疑応答の場を設けているところでございます。

道としては、こうしたセミナーなどを通じて、IRに対する道民の皆様方の意識の把握に努め、今後の本道でのIR誘致の検討に生かしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 苫小牧市民の会は、昨年11月、総会決議を上げ、道はその決議を受け取ったと承知しています。

また、一昨日も要請を受け取ったと報じられました。

道民から受け取った声を道はどう受けとめ、どう生かすのでしょうか。

○沖野観光局参事 IRに関するさまざまな御意見についてでございますが、IRの検討に当たりましては、道民の皆様方の意見を受けとめることが重要であります。

道としては、今後とも、IRについての認識を深めていただけるよう、幅広い情報の提供に努めるとともに、御指摘の要請を含め、道民の皆様からのさまざまな御意見を参考にさせていただきながら、検討を深めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 本当に受けとめているのかと、多くの道民は疑念を抱いているのではないのでしょうか。知事は行動が伴っていません。

知事は、2月14日、衆議院第一議員会館で行われた国際観光産業振興議員連盟——IR議連の総会に、岩倉苫小牧市長とともに出席し、推進自治体等からの意見表明で、先頭に立って発言したと承知しています。

この会議の性質と、参加の目的、意義について伺います。

○沖野観光局参事 国際観光産業振興議員連盟などについてでございますが、国際観光産業振興議員連盟、いわゆるIR議連は、国際観光産業の振興について、調査研究、実行に取り組んでいくことを目的として、2010年に超党派の国会議員により発足したものでございます。

2月14日に開催されたIR議連の総会については、同議連の会長から、現在開会中の国会への提案を行おうとしているIR実施法案の成立に向けて、地方自治体の意見を伺いたいとの出席要請を受けたことから、北海道、大阪府、和歌山県、長崎県の各知事などが出席し、IRに係る各地域の取り組み状況の説明や、IRの制度設計についての要望等を行ったところでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 I Rを推進する議員と、I Rに積極的な知事の会合に参加するために、東京まで出向いたということだと受けとめますが、知事は、北海道の優位性をアピールし、地方創生の加速のためにも、四、五カ所の区域認定を行っていただきたいと要望した旨、発言されたということです。この発言の真意を伺います。

○沖野観光局参事 I R議連の総会における知事の発言についてでございますが、I R議連の総会においては、地域の魅力や強みを最大限に生かした地方ならではのI Rを実現していただくとともに、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策等が盛り込まれた制度設計がなされるよう、これまでと同様の考え方について、知事が意見を表明したところでございます。

また、大都市のみならず、地方でのI R導入の可能性を高める観点から、4から5カ所の区域認定を行っていただくよう要望したところでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 要するに、北海道でもカジノをとという意味だと思いますが、これまでのI R推進法などの国の議論では、国内に二、三カ所だったのが、この会議での発言以降、自民党内の部会でも、地方の声に配慮して、四、五カ所にするべきと、両論併記になりました。

高橋知事が先頭に立って国を動かし、カジノを推進、拡大していると言われても否定できない状況ではありますが、道民にどう説明するのでしょうか。

○近藤国際観光担当局長 知事の発言の影響についてでございますが、I R議連の総会におきましては、出席した地方自治体の知事などが、それぞれの立場で意見を述べ、和歌山県知事から、五つ程度の認定が必要である旨の発言がございましたほか、長崎県知事からも、地方都市へのI R導入について要望されたところでございます。

国におきましては、こうした地方の意見なども含め、区域認定についての検討が進められているものと認識してございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 判断できる状況にないと言いながら、I R誘致を表明している知事と並んで、枠を拡大せよとの発言は、誘致を表明しているのと同じことと誰もが受けとめると思いますが、いかがか、伺います。

○近藤国際観光担当局長 I Rに関する道の考え方についてでございますが、道といたしましては、これまでも、国に対し、地方でのI Rの実現や、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた制度設計について、要望してきたところでございます。

現時点におきましては、I R導入について判断できる状況にはないものと考えておりますが、I Rが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうか、引き続き、国の動向を注視するとともに、必要な対策を求めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 判断できないと言いますが、誘致に前のめりであることは明らかであります。

知事に直接伺いたいと思います。

今でも、日本には、パチンコなどギャンブル依存症を疑われる方が70万人もいます。

国会でも、ギャンブルへの依存を予防する法案が提出されていますが、これを審議することが先ではありませんか。いかがか、伺います。

○近藤国際観光担当局長 ギャンブル依存症などへの対策についてでございますが、IR推進法の附帯決議において、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。」とされておりますことなどを踏まえ、国におきましては、ギャンブル依存症対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたギャンブル等依存症対策基本法案が、複数の政党から国会に提案されているところでございます。

道といたしましては、IR実施法案の検討を進めるに当たっては、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する対策が盛り込まれた制度設計が確実に行われることが必要と考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 ほかの先進国と比べても、ギャンブル依存症を疑われる人の割合が高い日本では、カジノによるリスクははかり知れません。世論の根強い反対も、身内や近しい人のギャンブルに泣かされた人が多いことのあらわれでもあると思います。

道は、IR事業者の意向などではなく、既に深刻なギャンブル依存症の実態を関係部と連携して調査すべきではありませんか、伺います。

○近藤国際観光担当局長 ギャンブル依存症への対応についてでございますが、IRに限らず、ギャンブル等依存症対策につきましては、現在、国において、関係行政機関が連携し、必要な取り組みを徹底的かつ包括的に講じていくこととしており、昨年8月の国の取りまとめにおきましては、ギャンブル等依存症対策を講じていく上で、正確な実態を把握するため、継続的な全国調査の実施方策について検討を進めることとしているところでございます。

道といたしましては、こうした国の検討状況を踏まえ、道内における依存症対策を推進してまいる考えでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 国の検討状況を踏まえて対策を推進とは、痛みのわからない、余りに冷たい答弁だと思います。

私の父は、パチンコ店に入り浸り、家にまともにお金を入れなばかりか、サラ金にも手を出しました。私が小6のときに離婚するまで、毎日、サラ金から電話がかかってくるしていました。パチンコがなければ、もう少し普通だったのかなと思います。今も、多くの子どもが、親のギャンブルで、もっとつらく悲しい思いをしているはずです。

6団体の要請にある、家庭が崩壊して、子どもの育つ環境がますます劣悪になるという言葉には、こうした思いが詰まっているはずで、道は、この言葉の重さを深く真剣に受けとめなければならないのだと強く指摘をします。

最後です。

道内観光の魅力が発信され、インバウンドが順調に伸びている今、カジノについて、いま一度立ちどまって考えなければならないのではないのでしょうか。

一部の関係者の声だけが先行している今、道も自治体も、住民の意見を聞く場を設けるなど、一度立ちどまるべきではありませんか、伺います。

○木本経済部観光振興監 今後の対応についてでございますが、IRについては、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になることが期待される一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるなど、さまざまな意見があるものと認識しております。

このため、道におきましては、道民の皆様を対象に、IRに関する幅広い情報提供を行うことを目的としたセミナーを道内各地で開催し、理解を深めていただくよう努めてきたところでございます。

道といたしましては、今後におきましても、IRに関する取り組みや対策などについて認識を深めていただけますよう、ホームページなどで、セミナーの開催結果を情報提供するなどして、道民の皆様方の意識の把握に努めますとともに、地域における対応状況なども踏まえ、検討を深めてまいります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 道民の意識を把握すると言いながら、その声を聞いているとは到底言えません。カジノは、住んでよし、訪れてよしの国づくりにも反します。

先ほどの件を知事に直接伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げ、質問を終わります。

○村木中委員長 佐野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

平出陽子君。

○平出陽子委員 日本遺産の「北前船寄港地・船主集落」を活用した北海道観光について伺います。

この件につきましては、他会派の方からも質問をされていますが、それは総合政策部に対してだと思えます。私は、観光振興の観点から経済部に質問いたします。

最初の質問です。

2015年に、文化庁が認定する日本遺産制度ができ、初年度は18件が認定されました。国は2020年度までに100件程度にふやしたいという考えであることは私も承知をしております。

この制度は、市町村が都道府県を経由して文化庁に申請し、認定される制度であります。一義的には市町村の事業だと思えますが、都道府県と市町村とのかかわりについて質問いたします。

○村木中委員長 観光局参事内藤智之君。

○内藤観光局参事 日本遺産制度に係る都道府県と市町村とのかかわりについてでございますが、日本遺産は、地域のさまざまな文化財を、食や観光などと合わせてパッケージ化し、魅力あ

るストーリーとして国内外に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的にしており、地方創生にも資する取り組みであると認識しております。

このため、都道府県は、広域的な観点から、地域の主体的な取り組みを支援いたしますとともに、国との連絡調整を緊密に行って、認定に向けた取り組みを推進していくことが求められていると考えているところでございます。

○平出陽子委員 日本遺産制度は、成り立ちからいたしまして、所管する道の窓口は教育委員会であり、地域振興の観点から総合政策部が、観光の観点から経済部が、文化事業などの観点から環境生活部がかかわると思っておりますが、これらの部の相互のかかわりはどのようになっているのでしょうか、伺います。

○内藤観光局参事 日本遺産制度に係る道の関係部局の連携についてでございますが、日本遺産の認定は、地域の文化財への理解とその活用が促進されるとともに、観光振興や地域の活性化などにもつながるものでありますことから、道においても、これらの分野を所管する各部の連携が重要となっているところでございます。

このため、窓口である道教委では、庁内に日本遺産連絡調整会議を設置いたしまして、地域振興、観光などを所管する知事部局との情報共有や連絡調整を密に行い、認定に向けた取り組みを推進いたしますとともに、認定された日本遺産の各部での活用を促進しているところでございます。

以上でございます。

○平出陽子委員 今答弁いただきまして、連絡調整会議を設置していることはわかりました。これまで何度か会議を開催しているとお聞きしておりますけれども、ただ設置するだけではなくて、きちんと機能するような連絡調整会議にしてもらいたい、そのことを要請したいと思います。

では、3番目の質問に移ります。

新年度の北海道観光予算についてであります。道の観光予算を外国人観光客向けと国内観光客向けに分けると、それぞれの占める割合はどのようになっているのか、伺います。

○村木中委員長 観光局参事山口要君。

○山口観光局参事 観光予算についてであります。平成30年度の当初予算案における観光予算は、全体で約21億3000万円となっており、このうち、受け入れ体制の整備に資する事業等が約62%、誘客の強化に資する事業が約38%となっているところであります。

なお、誘客の強化に資する事業のうち、国内向けの事業が約58%、海外向けの事業が約42%となっているところでございます。

以上でございます。

○平出陽子委員 道の予算について、海外向けと国内向けが半々ぐらいであるという話が今出たのですけれども、道は、次期の観光のくにつくり行動計画において、来道外国人観光客について、2016年度が230万人のところ、2020年度には500万人にふやしたいとしており、外国人観光客

【第3分科会 3月15日 第4号】

の総消費額も、国内観光客と同額に近い1兆円を目指すとの目標数値を掲げております。

北海道経済を伸ばすためには、特に外国人観光客に頼りたいというのが道の本音ではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○村木中委員長 観光局長多田聡史君。

○多田観光局長 誘客の促進についてでございますが、道が平成27年度に実施しました観光産業経済効果調査では、総観光消費額の約1兆4300億円のうち、外国人観光客が3700億円で、1人当たりの消費額単価は約17万8000円、道外観光客が約4200億円で、1人当たりは約7万3000円、道内観光客が約6400億円で、1人当たりは約1万3000円となっており、観光消費は、本道経済の活性化に大きく貢献しているものと考えているところでございます。

道といたしましては、観光振興機構等と連携しながら、今後とも、急増が見込まれる外国人観光客はもとより、依然として多くのシェアを占める国内客につきましても、志向やニーズに応じた戦略的な誘客活動を展開し、より多くの観光客の誘致に取り組みますとともに、観光資源の発掘、磨き上げによる魅力ある観光地づくりを進めることにより、一層、観光消費の拡大が図られるよう、地域の観光事業者等と幅広く連携協力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○平出陽子委員 今の答弁で、外国人観光客の消費額は1人当たりで17万8000円、道外観光客は7万3000円で、その半分以下、そして、道内観光客の場合は1万3000円と、すごく格差がついているということがわかりました。

でも、北海道観光に対する私の持論として、外国人観光客に頼り過ぎるのはいかなものかと思うのであります。

2000年に有珠山噴火がございました。そのときに、函館の湯の川温泉の外国人観光客が激減したのです。なぜ、そんなにキャンセルが続いたかということ、降灰が心配であるということでした。

私たちからすると、有珠山と湯の川温泉の距離を考えたら、降灰なんて考えられないと思うのでありますけれども、外国の方は、世界地図、日本地図、北海道地図と見ていくと、有珠山と湯の川温泉はほとんど隣同士と考えているのかなと思うのであります。

それから、函館の朝市の件であります。

朝市の関係の方たちからは、外国人観光客が来てくださるのは大変うれしい、にぎわいにもなる、ただ、買い物をしてくれるのは、ホタテの貝柱等々、特定のものであるとか、写真はたくさん撮っていくけれども、ほとんど買い物はしない、だから、国内の方たちが来てくれることで商売が成り立つのだよねという話をよく聞きます。

私は、国内観光客を大事にする観光施策を基礎とした上での、来道外国人観光客に対する観光施策であってほしい、そのほうがよいのではないかなと思うのであります。道は、観光産業を北海道のリーディング産業へを合い言葉に、来道外国人観光客の誘致に前のめりになっているのではないかなと思うのであります。

改めて、北海道の観光施策に係る道の基本的な考えを伺います。

○村木中委員長 経済部観光振興監木本晃君。

○木本経済部観光振興監 道の観光施策についてでございますが、本道におきましても、人口減少や少子・高齢化が進む中、観光は、関連する産業の裾野が広く、交流人口の拡大や雇用の創出など、地域に大きな経済効果をもたらすことから、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域の活性化につなげていくことが重要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、道民の皆様の道内旅行への需要の喚起や、道外客の皆様に対して、本道観光の魅力を発信するキャンペーン等のPRを行うほか、海外に向けては、市場ニーズに応じたプロモーション活動の展開などにより、近年急増しているアジアを初めとした海外渡航客の取り込みを行うことはもとより、依然としてシェアが大きい国内からの誘客の拡大を図りますとともに、国際的に質の高い受け入れ体制の整備や、長期滞在型観光の推進、リピーターの確保などに努め、より満足度の高い観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○平出陽子委員 私も、函館と札幌を移動しておりますと、確かに、外国人観光客は多いと感じます。気がつくと、私が乗っている汽車の車両に日本人は私だけというようなこともございます。団体旅行は少なくなりましたが、少人数のプライベート旅行が多くなっております。そして、爆買いは少なくなったように感じます。

外国人旅行者は、自然災害とか世界の政治状況、経済状況によって変動します。そういう危険性をはらんでいるということをいつも念頭に置いて観光施策をしてもらいたいと思っております。

次の質問に移ります。

2017年度には、日本遺産として、江差町の「江差の五月は江戸にもないーニシンの繁栄が息づく町ー」と、北海道など7道県の11市町村の広域自治体がシリアル型として申請した「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」を初めとする17件が認定されました。

今回、私が質問いたします日本遺産の「北前船寄港地・船主集落」につきましては、17件の中で、7道県の11市町村にまたがる最多の地域——南は福井県から、北は北海道までありますが、これを一つの日本遺産としたのは、特に強いストーリー性が認められたからだと思っております。

では、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」のストーリーはどのような内容となっているのか、伺います。

○内藤観光局参事 日本遺産の「北前船寄港地・船主集落」の内容についてでございますが、日本海沿岸に数多く残る北前船寄港地や船主集落では、通りに広大な商家や船主屋敷が建ち、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京都など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が歌われているなど、共通した情景が残されているところであり、これらを「荒波を越えた

男たちの夢が紡いだ異空間」というタイトルでストーリーにまとめたものと承知しております。

○平出陽子委員 意見交換のときにも、そういう答弁をいただいたのです。私は函館在住ですから、わかるような気はしますが、もうちょっと具体的にならないのかと言ったら、これ以上は書けないと言うのですよ。

それで、担当者から、その答弁のもとになったA4判2枚のものをいただき、読みました。私がまとめたストーリーのほうがよくわかるのではないかと思いますので、申し上げます。

北前船寄港地は、航海の目印になる山がそばにあり、大きな川の河口にある地か、山と海の間のわずかな平たんな地に形成されております。

その寄港地で、船主たちは、ほかの寄港地で仕入れた多くの物資を販売する買い積み形式で、地域間価格差を利用し、莫大な利益を得ておりました。

船子たちも、自分の積み荷を売買し、独自収入を得ていたと言います。それを帆待ちと言うそうです。今、私たちが使う言葉は、ここから出たのではないかなと思います。

一航海で1000両を狙えるため、船主たちの集落が集結する港には、船主集落や回船問屋、商家、蔵が建ち並び、経済的繁栄をもたらしました。

しかしながら、北前船の航海は、遭難と紙一重であるため、財力がある船主たちは、航海の安全を祈願する神社仏閣を建立し、絵馬等を寄進いたしました。

航海は天候に左右されるため、風待ちをしている間、港は、安らぎを求めて利用できる花街、料亭、茶屋などが栄えました。そこで歌われてきた民謡、芸能が、利用する船乗りたちの口から口へと各地の港に伝わっていった。

このストーリーのほうが具体的にわかりますよね。このほうが、日本海の荒波を越え、人、物、文化を運んだ多くの男たちの夢が紡いだ歴史、情緒に出会えるまち、ほかの歴史が息づくまちとは違う空間というタイトルに結びつくのではないかなと、私は自分でつくって自分で納得しております。

次の質問に移ります。

北前船に関する日本遺産事業については、新年度からホームページを開設したり、訪日外国人観光客誘致のPRのため、中国の大連でフォーラムを開催する準備をしていることは承知しております。

代表申請者である山形県酒田市や石川県、新潟県は盛んに取り組んでいると聞いておりますが、北海道として、新年度にどのように取り組んでいくつもりなのか、伺います。

○多田観光局長 北前船を活用した取り組みについてでございますが、このたび日本遺産に認定されました、北前船にかかわる史実や文化財を、地域資源として効果的に活用し、地域の振興につなげていくことが重要と認識いたしております。

このため、道といたしましては、こうした遺産の保全活用に取り組む民間団体や地元市町村と協働して、函館市、松前町など、「北前船寄港地・船主集落」の情報発信に努めますほか、地域の歴史、文化への愛着を育む取り組みや、特産品などのPRを進める事業を実施するなど、地域

の活性化に向けた、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○平出陽子委員 大都市だけでなく、地方の都市にも訪日外国人観光客を呼びたいと考え、日本遺産制度ができたと思いますが、私は、日本遺産の「北前船寄港地・船主集落」を活用した、国内観光客向けの観光ルートの開発もよいのではないかと思います。

北陸新幹線、秋田新幹線、そして北海道新幹線を乗り継ぐコースのほか、日本遺産の「北前船寄港地・船主集落」には、小樽、石狩も追加申請をしていると伺っておりますので、フェリーを加えるコースもありではないかなと思います。

函館市出身のGLAYというロックバンドがありますが、GLAYファンの女性たちが、函館のGLAY関連の場所を観光しております。といっても、観光バスのルートではなく、GLAYのメンバーの出身学校、GLAYのメンバーが通った飲食店、ハンバーガー屋です。これらは観光ガイドブックには載っておりません。

市民にとっては普通の場所ではありますが、そのような情報を発信することで、新たな観光客を掘り起こすことができるのではないかなと思います。

北海道にとっては、道外の都市と連携して、日本遺産の「北前船寄港地・船主集落」を、来道外国人観光客だけではなく、国内観光客の誘致に活用することも重要ではないかなと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○内藤観光局参事 国内観光客の誘致についてでございますが、日本遺産として認定された日本海沿岸の自治体は、北前船寄港地としての歴史や文化の共有が見られ、このたびの認定により、北前船にかかわる史実や文化財が、共通のストーリーのもと、改めて観光客に注目される観光資源となる可能性があるものと考えているところでございます。

道といたしましては、観光振興機構や道内の関係自治体などと連携して、首都圏での記者発表会、商談会、ホームページなどを利用した情報発信に努めますとともに、道外の北前船寄港地での誘客プロモーションに取り組むなど、ゆかりのある地域との連携を深めまして、北前船を活用した国内観光客の誘致を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○平出陽子委員 最後の質問になりますが、函館山の麓に、淡路島出身であり、函館の開祖と言われている豪商・高田屋嘉兵衛の銅像があります。

司馬遼太郎の作品「菜の花の沖」は、江戸時代の後期に、高田屋嘉兵衛が、北前船を駆使し、豪商になった波乱万丈の人生を描いた長編小説であります。

高田屋嘉兵衛は、淡路島から山陰地方経由で蝦夷、千島に渡り、北方領土の択捉島の開発にもかかわっております。

日本遺産の「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」で認定されているのは、北海道では函館と松前で、小樽、石狩が追加申請をしておりますが、2013年に発行された中西聡氏の著書「北前船の近代史」によると、北海道の主な北前船寄港地は、今述べた

4地域を含めて、何と33カ所にも上ると言われております。

また、さきに述べた高田屋嘉兵衛のように、北前船の船主は北方領土の開発にもかかわっております。

ことは、北海道命名150年という節目の年であります。

北海道は、アイヌの人々が先住民であります。江戸中期から明治期にかけて、日本海を中心に活躍した北前船の船主たちの活躍が、蝦夷地の発展に大いに寄与したと思えますし、さらに言うと、北海道のルーツと言えるのではないかと私は思うのであります。

よって、この時期に認定された日本遺産の「北前船寄港地・船主集落」は大いに有意義なものであると思えます。

そこで最後に、北海道命名150年に当たり、日本遺産の「北前船寄港地・船主集落」を活用した北海道観光振興についての道の決意を伺います。

○木本経済部観光振興監 北前船を活用した観光振興についてでございますが、北海道と本州との交易を支えた北前船は、道内各地に、北前船にかかわる史実や文化財を残しており、これらの資源を効果的に結びつけることで、本道観光の新たな魅力づくりと、観光客のさらなる誘客につながるものと考えているところでございます。

今後、道といたしましては、観光振興機構や関係自治体、民間団体などと連携しながら、函館市や松前町など、「北前船寄港地・船主集落」についての情報発信や、北前船にかかわる文化財を観光資源として活用する取り組みを支援するなど、北海道の発展に大きな役割を果たしてきた北前船の歴史・文化遺産を有効に活用いたしまして、魅力ある観光地づくりと、本道への誘客拡大を促進してまいります。

以上でございます。

○平出陽子委員 先ほどお話ししましたが、北前船の北海道の寄港地は33カ所もあります。私はそれを今回初めて知ったわけなのですけれども、そのことを考えますと、ネットワーク型と言われるシリアル型の今回認定された日本遺産の「北前船寄港地・船主集落」は、まだまだ伸び代があると思えます。

私は、あとの29カ所はわかりませんでしたけれども、地域の皆さんはそれぞれ知っていたと思えます。ここに出席の議員の皆さんの地もそうであります。そのように、地域の人以外には余り知られていない文化財や観光資源が埋もれているのだらうと思えます。

北海道命名150年を契機に、新しい観光資源を発掘し、足腰が強い北海道観光をつくるよう指摘して、私の質問を終わります。

○村木中委員長 平出委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

た。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村木中委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○村木中委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、3月8日に設置以来、付託議案を初め、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、川澄副委員長を初め、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第3分科会を閉会いたします。（拍手）

午後3時26分閉会